

厚生文教常任委員会

令和 6 年 3 月 1 2 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和 6 年 3 月 12 日（火） 午前 9 時 31 分 開会
午後 6 時 36 分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 柴 田 三 乃 |
| | 委員 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 梨 本 洪 珪 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |
| | 〃 | 増 田 順 弘 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|----|------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議長 | 川村優子 |
| | 議員 | 西川善浩 |
| | 〃 | 吉村 始 |
| | 〃 | 奥本佳史 |
| | 〃 | 谷原一安 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 市民生活部長 | 前 村 芳 安 |
| 保険課長 | 増 井 朋 子 |
| 〃 補佐 | 西 川 進 |
| 保健福祉部長 | 森 井 敏 英 |
| 社会福祉課長 | 山 岡 邦 啓 |
| 〃 補佐 | 岡 田 陵 子 |
| 介護保険課長 | 田 中 美 菜 |
| 介護保険課主幹 | 堀 川 雅 樹 |
| 介護保険課長補佐 | 巽 ゆりえ |
| 地域包括支援課長 | 西 川 賢 |

地域包括支援課主幹	津 本 佳 成
地位包括支援課長補佐	吉 岡 陽 子
地域包括支援課主任保健師	大 同 明日香
健康増進課長補佐	西 川 恵津子
健康増進課主任保健師	吉 川 泰 典
こども未来創造部長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
〃 補佐	駒 井 康 人
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
こども・若者サポートセンター所長補佐	石 岡 千 寿
教育部長	井 上 理 恵
教育部理事兼生涯学習課長	葛 本 章 子
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第19号 葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて
- 議第8号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第12号 葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについて
- 議第9号 葛城市保育所条例の一部を改正することについて
- 議第10号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 議第11号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第13号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第14号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについて
- 議第15号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

議第16号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

議第17号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて

令和5年請願第2号 家族介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願について

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）福祉総合ステーションの指定管理者の指定に対する附帯決議に関する事項について
- （2）福祉関係計画に関する事項について
- （3）就学前児童の保育と教育に関する事項について
- （4）二十歳の集いに関する事項について

開 会 午前9時31分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。全員ご出席をいただきまして、ありがとうございます。昨日も総務建設常任委員会の中で、東日本大震災のことを触れられて、黙祷もされたということでございますけども、私もこの3月議会を迎えますと、13年前、私も議会のほうにおらせてもらったわけですけど、会期中に大きな地震がありました。そういうことをいつもこの3月議会になったら思い出すところでございます。また、あれから13年たってんなということですね。そんな思いも踏まえながら、まちづくりというものに皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。本日の案件、非常に多く盛りだくさんでございます。審議を深めていただくことをお願いしながらもスムーズに進行を図れるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。谷原議員、奥本議員、吉村始議員、西川議員。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプというものを確認してからご起立をして、マイクに近づいて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられていますので、マスクを着用したままの発言についても認めております。ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、これもご承知おきをお願いします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第19号、葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 皆様、おはようございます。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第19号、葛城市水道事業給水条例及び葛城市水道法施行条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、食品衛生行政及び水道施設管理行政の機能強化を図るため、令和5年5月26日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務等についての見直しが行われ、令和6年4月1日に施行となります。それに伴い、これまで水道事業に関する全てを厚生労働省が所管しておりましたが、この見直しにより、水道基盤の強化のための基本方針の策定や水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査などにつきましては、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省が所管することとなり、また、水質や衛生に関する水道行政につきましては、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・

知見を有する環境省が所管することとなります。今回の改正は、水道法等の規定を引用し、厚生労働省や厚生労働大臣の語を用いている葛城市水道事業給水条例と葛城市水道法施行条例の当該箇所を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、葛城市水道事業給水条例につきましてご説明いたしますので、新旧対照表 1 ページをお開きください。工事の申込み及び分担金を規定しております第 8 条第 1 項中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。2 ページをお願いいたします。給水装置の基準違反に対する措置を規定しております第 34 条第 2 項ただし書中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。この 2 点の改正とも、給水装置の軽微な変更を規定している法令の所管の見直しによるものでございます。

次に、3 ページからの葛城市水道法施行条例についてご説明いたします。新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。水道技術管理者の資格を規定しております第 4 条第 6 号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものでございます。この改正は、水道技術者の資格要件の 1 つに、水道の管理に関する講習の課程を修了した者がございますが、その講習の主催者が登録を受ける所管の見直しによるものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま議第 19 号について説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっとお伺いしますけども、厚生労働大臣が国土交通大臣と環境大臣へ移管されたということで、なぜ水道基盤や水質衛生に関することが、国土交通省と環境省に移管される必要があったのかという、そこらをちょっと、難しいか分かりませんが、ちょっと教えていただけますか。

藤井本委員長 いけますか。

福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

これ、先ほどのご質問につきましては、食品衛生行政及び水道整備の環境行政の機能を図るために、令和 5 年 5 月に生活衛生関係機能強化のための環境法律整備に関する法律が公布されたことにより、厚生労働省、それから国土交通省、それから環境省及び消費者庁の所掌事務を見直すということになりました。これまで水道事業に関する全ては厚生労働省で所掌しておりましたが、水道基盤、それから基本方針の策定、水道事業認可、それから改善指示とかの社会資本、災害に対する専門的な能力・知見を有するのが国土交通省の所管になり、あと水質、それから衛生に関する水道行政につきましては、河川等の専門的な能力の知見を有する環境省が所管することになったものであります。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 まだ施行されていないので、まだ現実、施行されていないわけで、現場レベルで、葛城市行政レベルで、どの程度効果が期待されるのかというところで、まだちょっとよう分からんところやと思うんですけど、国土交通省、そしてまた環境省に移管されたことで、具体的にどのようなことが効果が期待できるかということが分かれば教えてください。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 国の判断の中で行われることなので、地方自治体として、ああやこうやというような意見も特には持ち合わせておりませんし、考えてもいなかったんですけども、基本的に水道事業そのものが変わるものではないと認識をしております。ただ、所管する省庁が変わるという認識での下で水道事業そのものを進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 現場レベルがそう変わらないけども、その大元、元の部分では、所管が変わるということで了解しました。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと、今市長おっしゃったとおりなんやけど、現場レベルでこの水道技術管理者の資格のところですよ。これ今までは厚生労働大臣の講習の課程を修了した者になっているんですけども、これからは国土交通大臣及び環境大臣、これは資格に関しては厳しなっていくんですか。内容はまだ分からない。ただでさえこの水道技術者というのは、なかなか希少な価値やのに、これ厳しなったらまた更に厳しなのかなという心配がちょっと出たんですけど、その辺はどうですかね。変わらない。ちょっとこれ、結構大事なことやと思うんですよ。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

水道技術管理者については、この変更は、ただ所掌の官庁が変わるだけで、変更はございません。

藤井本委員長 ほかに意見。

増田委員。

増田委員 同じところ関連で、もう一度確認します。(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道事業の管理に関する講習の課程を修了した者、要するに厚生労働大臣が行う講習会なんですよね、従来。それが、国土交通省及び環境大臣の登録を受けた者が行うということは、国土交通大臣の講習と環境大臣の講習と、一緒にやるということじゃ、私、ないんかなと。だから、更に言うたら、2段階で衛生面と、それから社会資本関係のそういうそれぞれの、国土交通省は国土交通省の講習をやり、環境省は環境大臣の所掌の講習をやるということで強化されるというふうに、私、イメージとして受けたんですけども、そういう解釈でよろしいかね。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問でございますが、これは、講習を行う機関の登録を今まで厚生労働省がやっておりましたが、今後は国土交通大臣及び環境大臣の連名による登録という形になっていきます。今現在、厚生労働大臣の水道技術者管理者資格取得講習会というものがございすけども、それを主催できるのが、今は公益社団法人である日本水道協会も一つとなっておりまして、これが今後また新たな指定を受ける場合には、国土交通大臣と環境大臣の登録になるということでございまして、講習の内容そのものが変わるわけではございません。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方、おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第8号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の前村でございます。

上程いただいております議第8号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。議案書は16ページから18ページでございます。

この改正は、令和6年度の奈良県に納付する国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、本市の国民健康保険税をこの納付金額に見合うよう改正させていただくものでございます。

なお、令和6年度より、奈良県内全ての市町村で統一された税率となります。お手元の新旧対照表をご覧くださいようお願いします。

まず、1ページでございます。国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を定める第3条におきまして、所得割額算定に用いる乗率を100分の7.4から100分の7.64に改め

るものでございます。次の第5条、同じく基礎課税額の均等割額を定める規定中、被保険者1人について2万5,800円から2万7,600円に改めます。

次に、世帯別平等割額を定めた第5条の2では、ページをおめくりいただいて、2ページで、それぞれの世帯を定めた1号、2号、3号におきまして、2万100円から2万円、1万50円から1万円、1万5,075円から1万5,000円にそれぞれ改正いたします。その下の第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額算定乗率を、第7条の2は、被保険者均等割額を、下のページ、3ページに移っていただき、第7条の3では、世帯別平等割額をそれぞれ改正するものでございます。第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割算定乗率、その下、第9条の2は、同被保険者均等割額の改正でございます。一番下の第21条は、国民健康保険税の減額で、法定軽減に係る7割、5割、2割軽減について、1号から3号、8ページの上半分までで規定する被保険者均等割・世帯別平等割額をそれぞれ改めるものでございます。その下からの第2項は、世帯内に未就学児が属している場合の1号は、基礎課税額の被保険者均等割額、2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について規定するそれぞれの額を改めるものでございます。

最後の11ページでございます。附則として、施行期日は令和6年4月1日、適用区分として令和6年度以後の年度分について適用するというものでございます。

以上、ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま議第8号、説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

増田委員。

増田委員 非常に多岐にわたって変更されるということでございます。これは、多くの市民の皆さんへ関係する内容でございます。となれば、これをどうやって、表現の仕方のことをちょっと問いたいんですけども、なかなかこういう書きっぷりでは周知しにくいなというふうに感じます。一覧表とかいろいろ工夫、国のほうもリーフレット等で周知する方法というのは検討いただいていると思いますけど、正しく周知する必要があるのかなと思うので、その方法について、どのように、国のほうからも資料として来ているのか、今後そういうふうなものを作成されるのか、市独自でそういう表現、周知をされるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

ただいまの保険税の改正についての周知についてということですが、保険税については、県統一になりましたので、県下で改正のほうはしております。資料については、県内の一覧というか、通知のほうを受けておりますので、それを用いて改正のほうはしているんですけれども、周知については、保険税通知の中に表という形で入れて、被保険者の方には周知を図っていく予定をしております。そのほかには、広報であるとか、インターネット、また市のホームページ等によって周知を図っていきたいと思っております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 見ていないので、私、分からないけども、冒頭にもお話ししましたように、非常に多岐にわたっていろんな角度から見直しをされるということです、表現の仕方が難しいと思うんですよ。だから、県のほうで、統一ですので、考えていただいているとは思いますが、もし県の資料が市民に対して分かりにくいようであれば、市独自でも工夫されて、周知していただくようお願いをしておきます。

以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、奈良県内では同一所得に、同じ世帯の構成であれば奈良県内のどこに住んでいても、保険税の水準は同じというようなことで、保険税の統一が令和6年度にされるということなんですけども、国民保険料の上限が、令和6年度より後期高齢者の部分が上がって、104万円が106万円に引き上げられるという、こういう情報があるんですけども、令和5年度よりも令和6年度、これ、どのくらいの率で保険税が上がるのか、分かれば教えていただきたいなと思うんですけども。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 松林委員の質問にお答えいたします。

限度額についてですけれども、この3月末に出るとされています税制大綱には、限度額についての記載もございますけれども、奈良県下統一という形で、限度額については、令和6年度改正の予定はありません。

以上です。

松林委員 限度額は変わらない、同じということですか。ごめんなさい。

藤井本委員長 それと、上昇率のことも質問されたと思うんですけど。

増井保険課長 それぞれの令和5年度から令和6年度にどれだけ変わったかということでよろしいでしょうか。令和6年度につきましては、医療費分で所得割が令和5年度に比べますと0.24%の増、均等割につきましては1,800円の増、平等割につきましては100円の減。次に、後期分についてですけれども、所得割が0.37%の増、均等割が1,200円の増、平等割が400円の増。最後、介護分ですけれども、所得割が0.27%の減、均等割が1,400円の減となっております。1人当たりで保険税のほうを見ますと、令和6年度は12万1,509円となり、令和5年度に比べますと1万101円、率では9.07%増になるということです。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと、1個目は簡単な、これ、新旧対照表、例えば2ページの一番下だと左側は1万300円となっていて、右側は1万円と漢字になっている、ばらばらなんです、表記が。これ何か意味あんのかなって。1万円と数字だけのところもあれば、1万円の漢字が入っているところ、これちょっと何か気になったので教えていただきたいのと、もう一つは、これ僕、県で同じ料金になるというときに、葛城市は健康な方々が多いので、できれば入らないほうがいいんじゃないかなという意見をさせてもろうたんですけども、これ、最初に徴収率97%の縛りやったと思うんです。今葛城は、それ、この前聞いたときは大丈夫やったんで

すけども、今の現状と、他市ですよ。その縛り、皆守れてはるのかなという。全部クリアできているのかなというのを、それちょっと最初に何かあれ、そこのボーダーが決まっていたと思うんです。それちょっと教えていただきたい。この2つお願いできますか。

藤井本委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村です。最初の質問にお答えさせていただきます。

葛城市の法令の決まりにのっとりまして、条及び項につきましては漢字、号以下については数字という取決めでさせていただいておりますので、これ誤りではなく、葛城市のこの規則の決まりです。条、何条何条、それから何項については漢字を使っております。何号という括弧書きの、その以下については算用数字を使っているというのが、葛城市例規の決まりのようでございますので、それにのっとりしております。

(「そのルールは分かっているんですけど」の声あり)

藤井本委員長 ちょっと今のは。

杉本委員 新旧で違うじゃないですか。そのルールで当てはまったら2ページのところとかね。

藤井本委員長 今の質問は、新旧対照表の2ページ見てもらったら、2ページの一番下の数字ですよ。第7条の2のところ。旧は1万300円が数字でしょう。新のところは1万円の万が漢字でしょう。この表記の違いについてという質問です。

前村部長。

前村市民生活部長 今の説明ちょっと足らずでしたが、新のほうで、要は旧のほうは間違っておった、今までの表記の決まりにのっとりおらない部分を今回の機に合わせて、条については漢字を使うという決まり、ほかの決まりに合わせて正したという形です。ですので、条と何項、第何条第何項までについては、漢字を使うという決まりでほかのんに来ているのに、この保険税条例の旧、改正前は数字を使っておったのが単なる誤りであったので、この機に合わせて、漢字に正させていただいたということでございます。

藤井本委員長 項と条とで違うということやね。

前村市民生活部長 そうです。条と項までについては漢字を使うみたいです。そして、何号という、条、項、何号の号以下については算用数字を使うということです。

藤井本委員長 号以下は。徴収率。

増井課長。

増井保険課長 徴収率については、97%というふうになっております。97%については、数字としては、令和4年度分しか出ていないんですけども、令和4年度で見ますと、県内、全て97%はクリアできているということになります。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 こっちの1万円とかというのは、それは分かりました。ちょっとなぞやったので、見て。徴収率のやつは、今97%、全部超えられているというのは、信じるというかそうやったとして、これ超えなかった自治体が出た場合はどうなるんですか。それはここでは分からないですかね。ですよ、それをちょっと答えていただきたいです。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

収納率で、満たなかった場合ですけれども、その場合は、基金であるとか、繰越金を用いて、納付金に達していかないといけないことになります。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 それ僕、一番最初にあれが出たときに反対討論か何かでしたと思うんですけども、これ97%、今は超えているからいいと思う。しっかりこれ、葛城市としても見ていっていただきたいんです。というのも、最初に言いましたけど、葛城市は僕、健康にめちゃくちゃ頑張ってくれて、お金がそんな昔はかかっていたんですよね、データ上は。そこを今統一になってしまっているんで、それで97%というあれも課せられていて、それクリアしていただいているのは分かるんですけども、他市の状況というのはしっかりちょっと見ていただきたいんです。僕は97%というのが、ちゃんとほんまにできているのかちょっと怪しいというか、怪しいのはできているんでしょうけども、頑張ってはるんでしょうけども、そこをちょっと見ていただきたいなと。これこっちからも監視していただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

今の杉本委員であるとか、本会議での谷原委員の質問にちょっと重なるんですけども、県単位化当時の見込みから、かなりちょっと引き上がっているという部分があると思うんです。これに関して、市単独として何か措置をしていこうとか、これから何か手当てをしていこうとかということがあれば、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

令和5年に比べますと、令和6年度保険税、少し上がっているんですけども、それについて、市のほうで何か抑制することができるかということですけども、令和6年度から県下統一になったということで、それぞれの市町村で保険料税を抑制することはできなくなっております。ですので、市としてできることといいましたら、保険料率を抑制の財源となる国や県の交付金の獲得に努めるということと、医療費の適正化に努めていくということになります。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

それでは、ちょっと私も質問をしたいので、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

柴田副委員長 それでは委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井本委員長。

藤井本委員長 奈良県単一化となるのに、激変緩和のために、毎年葛城市の場合は葛城市として上げてきたわけじゃないですか。令和6年度からもう県全部一緒になるわけでしょう。そして、今まで毎年こういうふうな形で毎年毎年、この激変緩和の分の条例改正というのをこの時期に出てきたと思うんですけど、いわゆる今後について、今後はどういう形で条例改正が出てくるのかというのを、今般、これを採決に関係ないか分からないですけど、いわゆる改正してきたのが、今回でもう全部統一になるということで、こういう条例改正というものが今後どうなるのか。もうこれで皆に一緒になったので、出てこないのか、出てくるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

柴田副委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井です。

今後の条例に関する上程についてですけれども、保険税につきましては、県下で統一されましたけれども、また、来年度以降、税率のほうは変わってくることがあると思います。そのときはまた、各それぞれの市町村条例において制定しますので、また、改正のほうはあります。

柴田副委員長 藤井本委員長。

藤井本委員長 だから、確認という意味でしておきたいんですけど、今までは、葛城市として毎年毎年上げてきました。この時期に条例が出てきたと。これからは、県が改正したときに、条例改正が出てくるという認識でいいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

(正副委員長交代)

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方おられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第12号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。上程いただいております議第12号、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正することについてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。議案書は25ページから27ページでございます。

この改正は、福祉医療費助成における現物給付方式が令和6年8月診療分から、奈良県内全市町村において、これまで小学校就学までを対象としていたところを高校生までに対象拡大されることから、所要の改正を行うものでございます。この改正により、受給者皆様には窓口支払いの負担が軽減されるようになります。現物給付とは、保険医療機関の窓口で葛城市が発行する福祉医療受給資格証を提示することで、資格証に記載された一部負担金を支払うだけで、医療サービスを受けることができる仕組みでございます。これまでは自動償還方式と申しまして、一旦総医療費の3割を支払い、3か月後に一部負担金を超えた額が受給者等の口座に償還される仕組みでございました。

今回改正が必要となる条例は3つございます。葛城市乳幼児等医療費助成条例と葛城市心身障害者医療費助成条例、そして、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例の3つでございます。主な改正点は、3つの条例とも、現物給付方式の対象年齢が未就学児から18歳までに拡大されたことによる、条文中の未就学児、乳幼児、6歳等の文言を子ども、18歳に改めるものでございます。

それでは、3つの条例のそれぞれの具体的改正部分をお手元の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。

まず1ページは、1つ目の葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例でございます。定義の規定でございます。第1条の2におきまして、左側の改正前、未就学児とは、出生の日から6歳を、子どもとは、出生の日から18歳、右側に改めます。その下の第2項では、社会保険診療報酬支払基金奈良支部の奈良支部が取れます。これは、支払基金の組織改編によるものでございます。

次にその下、第2条は助成要件の規定でございます。ページをおめくりいただき、右側、第5号と第6号を新設いたします。これは、この後ご説明申し上げます2つの福祉医療助成、子ども医療費助成と心身障害者医療費助成を受けていないことを助成要件とするもので、これまでの運用と変わりございませんが、この際、明文規定するものでございます。最後、その下の3ページの一番上、未就学児から子どもに改正いたします。

ページをおめくりいただき、4ページをお願いします。2つ目の改正です。葛城市乳幼児等医療費助成条例でございます。まず、条例名を葛城市乳幼児等から葛城市子ども医療費助成条例に改めます。次の第1条では、乳幼児及び乳幼児等から子どもに改めます。次の第1条の2では、左側の第1項の6歳、乳幼児を定義する必要がなくなりますので、削除いたします。そして、左側、次の第2項中の乳幼児以外の者であつてを削った上で、右側のように、第1項に繰上げいたします。この第1項、乳幼児、6歳と、第2項、子ども、18歳、乳幼児以外の者と分けて定義しておりましたのは、現物給付と自動償還払いの区別のため、支給方法等を規定します条例施行規則で、この定義分けが必要であったためでございます。以下は先ほどと同様でございます。

最後に、3つ目の葛城市心身障害者医療費助成条例の改正でございます。7ページをお願いいたします。このページは、先ほど来と同様の改正でございます。ページをおめくりいただき、8ページをお願いします。一番上です。第3号を新設するものでございまして、ひとり親家庭等医療費助成を受けていないことが要件と規定するものでございます。最後、枠外です。附則として施行期日、第1項、この条例は令和6年8月1日から施行する。そして、第5項、一番下の項でございますが、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の中、別表、葛城市乳幼児等医療費助成条例とあるところを葛城市子ども医療費助成条例に改めるとするもので、これが11ページの別表第1の2つ目、そして12ページからの別表第2の、すいません、13ページ上からの3か所及び14ページ、ページをめくっていただいて16ページでそれぞれ1か所の部分でございます。

以上、ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま議第12号、説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、1ページ目の葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例、ここと……。

藤井本委員長 新旧対照表ですね。

松林委員 新旧対照表です。7ページ目は、葛城市心身障害者医療費助成条例とあるんですけども、例えばひとり親家庭で心身障がい者の方がおられる場合、身体障害者手帳をお持ちのところですね。こういう場合はどこで助成を受ければええのかなと。これ、2ページ、ひとり親のところでは、葛城市心身障害者医療費助成条例による医療費助成の制度を受けていない者、これが対象ですね。葛城市子ども医療費助成条例の医療費助成を受けていない者になっていますよね。ひとり親でね。心身障がい者のほうの8ページのほうを見ると、葛城市ひとり親家庭等医療費助成条例による助成を受けていない者となって、これ、何かの助成制度に所属して助成を受けているわけなんですけど、こういう場合は、一体どこの、ひとり親家庭で、なおかつ心身障がい者の場合は、どこの助成制度を受けることになるんですか。どっかに制度上入って助成を受けなあかんと思うんですけども、こういう場合はどうなるんですかね。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

障がいをお持ちの方でひとり親家庭の場合、どちらで受けるのかということなんですけれども、まず、ひとり親家庭というのは、親と子がペアでいてはって、ひとり親家庭の資格を取れるということになります。ですので、ひとり親ということが、年齢の要件はありますけれども、優先されるかなと思います。子どもが18歳になりましたら、ひとり親の医療助成は対象から外れますので、その場合には、障がいの医療費助成のほうに移っていただくということになります。

以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 最初はひとり親ということで、ひとり親家庭で助成を受けて、18歳を超えれば、また障がい
いのほうで受けて、助成制度の支援については、もう遜色ないほど、今までと変わらんぐら
いの支援を受けれるわけなんですかね、助成制度は。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

制度の助成内容については、障がいもひとり親家庭も同じでございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとこれはもうかなり素人的な質問になると思うんですけど、これ県やっただけ
ると思うんですけども、これ、心身障がい者、ここは分かるんですけども、この上の2つ
て同じ意味なんかなと思うんです。極端に言うと、葛城市内の子ども、18歳未満の子は医
療費やりますよということじゃないですか。これを3つに分けなあかん理由はあんのかなと
いう。一発でぼんとできへんのかなと単純にこれちょっと。これ3つをつくらなあかんとい
うルールがあるんか、それがちょっと僕見つけられなかったんですよ。この3つの条例を常に
持ってやなあかんと言うんやったら分かるんですけども、これ、同じことを1個言うている
だけやと思うんです、基本的には。それを3つに分けなあかん。これ1個でぼんと通してし
まったら楽というか、同じこと言っているのにな。特にひとり親と子ども助成のほうに関し
ては同じこと言っているのかなと思うんですけど、その辺のちょっと違いというか、なぜこ
うしているかというやり方というか、ちょっと僕それが3つ必要なんかという、それがつか
めなかったので、教えていただきたいです。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井でございます。

1つにまとめられないかということですが、ひとり親、障がい、それぞれの医療につ
いては資格要件がありますので、その資格要件があった上で、今回は、年齢が18歳以下の子
どもについては、現物給付になるということなので、それをそれぞれの条例を1つにまとめ
る、1つにするということにはちょっとできないかと思います。この福祉医療については、県
の事業でもありまして、県のほうは、乳幼児、子ども、ひとり親、障がいというふうにそれ
ぞれの条例がございますので、市のほうもそれに沿ってやっているというところもございま
す。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 単純に、もう扱っている場所が違うからこうしなければならないということですか。だっ
て、分かるんですよ。言うている意味は分かるんですけども、それこそ県に言えよと言われ
たら、それまでなんですけど。ひとり親、子どもにやること同じやのになと思うんです。財
布が変わるという意味になるじゃないですか、今の。でもやることは、ひとり親家庭と普通
の家庭のお子さんと分ける意味がなくなっているんじゃないのと思っているんですよ、これ

は。同じことをやるわけじゃないですか。別にそういう何か条件がはまるわけでも何でもないわけでしょう。18歳未満の子どもたち全員にということじゃないですか。せやのに、ひとり親と普通の家庭の子どもと分ける意味が分からんと、それ県に言うてこいと言われたら県になるんでしょうけども。それでルールがあるんやったら教えていただきたいなと思ったんですよ。それが、今おっしゃった担当部署が違っただけなんやったら、ちょっと何かよう分からんなって感じですね。

藤井本委員長 答えられますか。

増井課長。

増井保険課長 ひとり親につきましては、親と子どもがセット、ペアでひとり親家庭ということになりますので、子どもだけを集めて親だけということはちょっとできない、制度上できないということになります。資格要件として。

藤井本委員長 もう少しさ……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時41分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

福祉医療制度のひとり親家庭等の医療費助成についてです。これは、親と子がペアで当制度の対象となりまして、医療費の助成も親も子どもも助成を受けることになります。この事業については、県からの補助金がございますけれども、これらは制度ごとに補助がつきますので、1つにまとめるということが難しいと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 最初に言いましたが、素人みたいな質問で申し訳なかったです。取りあえず、やっている事業は違うし、対象も違うから、18歳以下の子どもたちとざくっと大づかみにはできへんということですよ。分かりました。結局これで、葛城市の子どもたちの18歳までの子どもたちの医療費は完全に無償になるということによろしいんですかね。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

令和6年8月診療分のほうから、18歳未満の子どもにつきましては、ひとり親、障がい医療について、皆さんが無料になります。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

前村部長。

前村市民生活部長 今の、そのとおりなんですけど、ちょっと誤解があったらあきませんので、この改正では現物給付の状態で、500円なりを負担していただく県の制度です。それに加えて、本市におきましては、県内初の施策として、この窓口負担分500円なり、14日以上1,000円の

負担も市が単独で負担し、完全無償化になるということです。

藤井本委員長 いいですか。ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第9号、葛城市保育所条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議第9号、葛城市保育所条例の一部を改正することについて説明させていただきます。議案書は、19ページからとなります。よろしくお願いいたします。

一部改正の内容は、令和6年4月1日に磐城認定こども園と、磐城第1保育所を統合することに伴い、磐城第1保育所が令和6年3月31日をもって閉園することから、条例から磐城第1保育所を削除するものでございます。具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。名称等を規定しております第2条におきまして、葛城市立磐城第1保育所を削除しております。施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上でございます。ご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第9号、説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 続きまして、議第10号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて説明をさせていただきます。議案書は21ページからでございます。

一部改正の内容は、本条例の基となります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が内閣府令により改正をされました。これを受け、本条例について所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明を申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。運営規程などの掲示について説明をしております第23条におきまして、園の運営規程や職員の勤務体制、利用者負担などの利用申込者が必要とする情報につきまして、今までの書面で掲示することに加えまして、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して閲覧できるように義務づけるものでございます。電気通信回線に接続して行う自動公衆送信とは、主なものとしてホームページを想定しております。

次に、3ページをご覧ください。電磁的記録媒体について定めた第53条におきまして、その中の、第53条第2項におきまして、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めておりますが、媒体の種類を明記するのではなく、電磁的記録媒体という文言に改めているものでございます。施行日は令和6年4月1日とし、電磁的記録媒体を定めた第53条につきましては、公布の日からの施行となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第10号議案、説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

松林委員。

松林委員 民間保育園などで公開されることが義務づけられる理由、ホームページとかおっしゃいましたけども、ホームページで、今まで書面で掲示していたもんが、ホームページで公開されるという、これの主な理由をちょっと教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今の委員からお聞きいただきました要因でございますけども、現在、国では、デジタル原

則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえて、アナログ規制の見直しを行っておられます。通称一括見直しプランと呼ばれておりますが、こちらの一括見直しプランにおいては、代表的なアナログ規制である項目の中の一つに、書面掲示というものがございます。こちらの趣旨は、特定の場所において書面で掲示されたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることで、利用性の向上を図ることとされております。それに基づいた改正とさせていただきます。

2点目のフロッピーディスクの話がございましたが、こちらも国のほうの移行の内容となっておりますが、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化の妨げとなっている状況があることを踏まえて、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、規定の見直しを行うことと定められました。このようなことを踏まえて、各省庁においては一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、CD-ROMといった具体の媒体名を定めるものについて、所要の改正が検討され、関係省庁が順次公布、施行されている状況にあることから、当市も条例で引用している部分について、同様の改正を行わせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 国のデジタルの原則ということで、アナログ規制、利便性の向上ということで了解いたしました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっとこれ、条例にあんまり関係ないかも分らないです。これ、赤字のところ、つらと今何か電気通信回路を接続して行う自動公衆送信、括弧と長々と書いていて、これ、いわゆるホームページと言わはったんですけども、これがDXやらという話で今アナログをどったらという話しているのに、ホームページの言い方1つでも、こんなつらつらと言わなあかんもんなんかなあと思って、それをまず決めることできないですか。これがホームページというの言い方なんですか、これが。それ以外に言い方ないのかなと。それどっかで記してもええやろうし、これからずっとホームページのことはこういう表記になっていくんですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課の西川でございます。

今、杉本委員おっしゃるとおりかとは思いますが、今回の条例改正につきましては、国の引用に基づいてちょっとさせていただいておりますが、改正部分のこの自動公衆送信と言われるものの中に主にインターネット等をホームページというふうに先ほど申し上げましたけども、例えばなんですけども、いわゆるSNS、例えばフェイスブック等で、主としてその方がフェイスブック等を利用していない方でも、フェイスブックの中というのは見れるような状況になっていたりすることもありますので、利用していない方も含めて閲覧可能な状態になっていることを前提としたSNSや、あとブログ等も含まれるという解釈は、国から

は示されております。ただちょっと先ほどの文言のどうこうにつきましては、おっしゃるとおりかと思いますが、今回はちょっと国の基準というものを準用させていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 国からのあれやと思うんですけども、今おっしゃったほうが分かりやすいんですよね。この自動なんちゃらよりも。だから、その辺はこれからDXでこういうことをいっぱいやっていくんやから、国からのやつやからしゃあないとしても、葛城市でできる範囲はちょっと分かりやすく、今のお話やったら、もうインターネットで使っていない方のフェイスブックでもできますようにのほう分かりやすいじゃないですか、どう考えても。その辺をちょっとよろしくお願いいたします。ちょっと条例と関係なかったんですけども、お願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 ちょっと確認だけですけども、私これ読んで、第2項のところ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これに準ずる方法によりというのと、電磁的記録媒体、この左から右に移ることによって、ここでは表現を含まないものが右のほうの表現で、もっとほかの方法も、さっきみたいに広がるんか、ただ表現の仕方を変えただけなんか。私、これらに準ずる方法って書いてしまったら、もう全部含んだ表現になっているので、右に書き直す必要がどこにあるのかなというふうに思ったんですけど、今風に表現を変えたということだけですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のお問いでございますけども、今風の言い方に変えたということでございますが、例えばなんですけども、昔フレキシブルディスクと呼ばれるものがございました。具体的にどんなかといいますと、正方形のこれぐらい薄い、真ん中に穴の空いたぺらぺらのやつがあったんですけども、それらや昔使わせていただいていたフロッピーディスク、これぐらいの大きさだったと思うんですけども、そのようなものも含めてフレキシブルディスクと呼んでいたものでございます。まだCD-ROMというものは現在もございます。DVDになったりとか、ブルーレイになったりはしておりますが、それぞれのいろんなものが媒体が増えてきた中で、それらも総称して、また、それ以外には今現在、バックアップを取るものとしては、ハードディスクであったり、USBであったり、様々なものが存在いたします。昔は数も少なかったということもあり、それぞれの名前と呼んでおったんですが、それらの媒体が増えてきたということもあって、総称して電磁的記録媒体というふうな形で改正されたものと、我々は解釈しております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。私の解釈では、その他これらに準ずる方法というところに、今おっしゃっている今風の分も全部含まれる表現なのになと思っただけなので、ちょっとまどろっこしい、今どき使わん磁気ディスクとかを前に持ってきているから、その辺の部分をきれいにされた

んかなという解釈です。分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 ちょっと私は質問というよりも要望なんですけれども、せっかく条例が変わって、そういうホームページとかSNSとかブログとかでも掲示することができるということをちょっとチャンスに捉えて、これに注目される方というのは、若い世代の子ども、これからどこに保育所をやろうかなという人たちが、特に注目して見られると思うので、ホームページはもちろんそういうふうを探していらっしゃる方はそこにたどり着かれるとは思いますが、やっぱり若い世代の方々ってSNSが主流になってきていますので、ぜひ私、以前の一般質問でも言わせていただいたんですけれども、ぜひ公式のアカウントをつくっていただいて、そこに行けば、いろんな情報が見られるというふうにぜひしていただきたいというふうに思っています。そこからホームページに誘導することもできますし、ということで本当に要望だけなんですけれども、そういうことをちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長 要望でよろしいか。

柴田副委員長 もし何かあれば。

藤井本委員長 要望としてですね。

柴田副委員長 ぜひお願いします。

藤井本委員長 お答えできんのやったら。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今のご要望については、前向きに検討してまいりたいと思います。ただ、我々のこの部署に限ったことではございません。全体的なことがあると思いますので、関係部署とも相談いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

ちょっと私、質問じゃなくて確認だけしておきたいんですけども、今の掲示のところ見ると、今までどおり掲示するとともに、ホームページだとホームページに載せなければならない。今まで掲示だけしていたものをホームページに変えるというんじゃなくて、掲示もしながらホームページを追加しなければならないという認識でいいわけですか。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課の西川でございます。

今委員長おっしゃるとおりでございます。今までは、掲示のみを義務的にされておりましたが、かつという文章がございます。文章とともにホームページ等でも掲載しなければいけないということでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 確認ですので、以上で結構です。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようです。討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、議第11号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて説明させていただきます。議案書は23ページからでございます。よろしくお願いいたします。

改正内容につきましては、大きく2つございます。まず1つ目は、令和6年度より、子育て世帯への負担軽減を目的といたしました第2子目以降の保育料の無償化実施に係るものでございます。2つ目は、延長保育料についてでございます。現在、午後4時以降、また午後6時30分以降の長時間になる場合の利用料を定めておりますが、現行の条例では、保育料が0円の場合は、延長保育料も0円となる内容となっております。延長保育料の0円の世帯につきましては、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等としておりますが、現行の条例のままですと、まず、現在の3歳から5歳までの保育料無償化対象者の延長保育料が徴収できない状態となっていることになり、また今後、第2子の無償化を行った場合も延長保育料を徴収できない状態となるため、本来、延長保育料の対象と想定している世帯である生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等以外を対象とできるよう条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、第3条は、保育料について定めております。第1項は、3歳から5歳までの延長保育料を定めており、0円となっております。この部分につきましては、改正はございません。

次に、改正後の第2項におきまして、第2子無償化についての条項を追加しております。

3歳未満の属する世帯において、最年長から順に2人目以降は0円とするとしております。生計を一にする年長の子どもの年齢は問わないこととしております。加えて、条ずれにより、改正前の第2項で定めておりました3歳未満の子どもの保育料については、改正後は第3項となっております。

次に、3ページをご覧ください。別表第1に、延長保育料の金額について定めております。改正前の3段目に記していますのは、第3条の規定により算出された保育料が0円の世帯については、延長保育料は0円となりますとなっております。しかしながら、延長保育料が0円の世帯は、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等となる制度としております。このことによりまして、現行のままになりますと、まず令和元年10月からの現在の保育料無償化対象者の3歳から5歳までは、延長保育料が徴収できない状態となっていること。また、今後、第2子の無償化を行った場合も、保育料を徴収できない状態となるため、本来、延長保育料無料の対象と想定している世帯である生活保護世帯や市町村民税非課税世帯を無料の対象となるよう、改正後は3段目の条項は削除して、備考の1に先ほどの生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の対象者は延長保育料は無料とするという文言を追加することによりまして、徴収する対象者を整理しております。条項を追加したことによりまして、ずれが生じますので、2と3として整理しております。

延長保育料についての今回の改正では、本来あるべき制度設計となるように条例を改めてありますが、今後はこのようなことのないよう、制度改正の際には十分内容を検証し、制度に沿った正しい条例改正に努めてまいります。申し訳ございませんでした。施行日は令和6年4月1日となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第11号について説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。今部長から説明いただいた別表第1のところの3項目、これ、今までの条文だと、市町村民税非課税世帯を対象としているにもかかわらず、それ以外のところも徴収できないことになってしまうということのご説明あったんですけれども、これ令和元年度から、じゃあ、それ徴収できないにもかかわらず、どういう状態になっていたのかということをおちょっと詳細に説明いただけますか。それが1点目。

あと、この第2子以降の、こっちのこの資料でいくと、第2子以降、第3子、カウントの仕方も含めて無償化になって、市民の方非常にこれ、子ども、子育てに対してありがたい制度であるというふうに思われると思います。一方、我々これは条例改正によって、どれだけの財源の負担がかかってくるのかというところ、それがどういう制度に基づいて、例えば国とか県の制度に基づいて、どれだけの補助が入るとかということがあれば、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。以上2点、よろしくお願ひします。

藤井本委員長 2点。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。今、梨本委員からご質問いただきました件について、ご回答させていただきます。

まず1つ目に、令和元年度の10月からではございますが、3歳以上の子どもに係る保育料、幼稚園等の分もそうではございますが、無償化されております。その当時から、保育料は無償化されている、つまり、この条例上、保育料0円の場合は、延長保育料0円ということなので取れない状況になっているけども、どうしていたのかということでございますが、先ほど部長から申し上げました内容で、改正は当時ではできておらず、今のような状況になっておりました。ただ、延長保育料のほうは、徴収できるものというような認識を我々はしておりましたので、それ以降、現在までですけども、徴収している状況でございます。こちらに関しましては、今回の第2子以降の無償化に伴いまして、条例のほうの見直しを行った際に気づいたものでございます。対応の方法についてになるかとは思いますが、分かった以上、お返しはさせていただこうかということで、当初予算のほうに計上して、来年度以降、まだこれからご審議いただくことにはなりますが、お認めいただいた時点で、早急な対応をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

それから、まず、次の2点目の第2子目に係る費用についてでございます。まず、こちらですが、第2子目に係る市の持ち出しということでは、一般財源になります。まだこちらのほう、市独自の対応になりますので、国・県の補助金等はございませんが、年間で約7,400万円と試算しております。内訳ではございますが、まず、市内に公立・私立に通われている保護者の皆様の保育料というのは、こども未来課、葛城市において徴収させていただいております。こちら第2子目無償化によりまして、保育料の収入の減が生じます。こちらの収入の減といたしまして、5,450万円程度。また、市外に委託して、市外の保育所、こども園に通われているお子様がおられます。こちらは、市外の通われている保育所、こども園等に保育料を直接納めていただいておりますので、そちらのほうの施設の保育料収入というものがなくなることとなります。その分を市から歳出となります、子どものための教育・保育給付費、いわゆる保育所の運営費でございますが、その運営費で約年間1,940万円程度補う予定としております。こちら歳入の減、歳出合わせまして、約年間7,400万円というふうな形で試算をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 丁寧にご説明いただきました。当初で予算のほうで計上されているということで、また、予算特別委員会のほうでもそういったことについての議論があらうかと思うんですけれども、この段階まで気づかなかったと。部長のほうから、先ほどちょっと謝罪の言葉もあったと思うんですが、これ、どこまで追っかけてできるのかということも、ちょっと心配になるんです。というのは、令和元年からということですので、もう5年間、これで放置されていて、当時の、その方がまだ葛城市内におられれば、追跡も可能かと思うんですけれども、どこに行ったか分からないというようなことになってくると、非常にこれちょっと後々の問題も大きいのかなというふうに感じています。本来、そういう制度上、しっかりと設計していただいて、こういったことがないようにということは、くれぐれも気をつけていただきたいと

ということでお願いしておきます。

あともう一つの第2子以降の無償化、これももう予算特別委員会での議論になってくるかと思うんですけども、一般財源から7,400万円ということで、これ単年度で終わる事業ではなくて、ずっとやっぱりやり続けていく事業ということで、随分と大盤振る舞いといいますか、思い切った政策だなというふうに私は感じています。当然葛城市は、子育て世代がどんどんどんどん入ってきているという状況ございますので、この金額も、もう更に膨らんでいく可能性もあるというような中で、やはりこういった条例を上げられるときには、ある程度財源とセットの形で説明していただけると、非常に我々も納得しやすいんですけども、単にぽんと一般財源でこんだけかかりますと言われると、随分葛城市は裕福なまちなんだなというふうに、聞いている方も思われるのではないかと思いますので、その辺りも、また予算特別委員会でも話させていただきますけれども、感じるところだけお伝えさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 答弁いいですか。

梨本委員 結構です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 この延長保育に関しては、中身がちょっと不具合あって、延長保育、取れないんだけど、今取っていたからお返ししますという話なんですけど、それでお幾らぐらいのめどという、いいですね、それぐらいはね。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、試算させていただいております延長保育料でございますが、令和5年の10月以降、直近でつかめています令和6年の1月分になります、金額にして85万円少しになると試算しております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 無償化なったときに、0円条件がそこに乗っちゃってしまって、そこが見落としの状態やと思うんです。これ、でも5年前の話なんですけど、今これ条例、僕ら賛成しちゃうと、次からは取っていくんですよ。これ、今まで5年間のお父さん、お母さんらは、もう分からないですけど、延長保育かかるから早く帰ろうとか、買物、後に回そうとかいう、何かいろいろそういう工夫されていたというバックボーンが僕ちょっとどうしても引っかかるんですよ。ほんで、なおかつそれ今までの5年分の分は返します。それはいいと思います。当然やと思いますけども、次取りまっせなんです、これ。これどうですかね。これ85万円が大きいからちっちゃいかならないですけども、このままだう取らんでええのと違うのと僕思うんです。だって今まで5年間取らなかったの、何かここで財源圧迫したとか、何かそんなクレーム来たとか、ないわけじゃないですか、別に。これ委員長どうですかね。僕は個人的には、これ、もうこのままなしで、子育て世代に安心な町なんでしょう、葛城市は。これ今5年間の分は返して、今からは取りまっせって。これ、どうなんて、いつもの平等な観点からい

くと、ミスはミスでしゃあないじゃないですか、人間やねんから。そんな別に、そこは僕つつくつもりないですけど、その後のしまいですよ。これが2,000万円、3,000万円となったら、ちょっと僕も引けますけども、僕そこがこの条例に当たって、ちょっと引っかかっているところでもあります。誰が答えるの、答えることもないと思うんですけども、僕は単純に私立と公立の違いがあるから、そこはちょっと一概には言えない。確かにそれはもう問題は問題やと思うんですけども、ただこれに至っては、返すわ取るわと、よう分からんような状態やと思うんですけどもね。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。今のご質問に関しまして、ご回答させていただきますと思います。

まず、令和元年の10月でございましたが、保育料等が無償化になった際に、国から示されているQ&Aをちょっと参照させていただきますが、まず、延長保育を利用した際の利用料については、まず無償化の対象としないというような、まずQ&Aの指示が出ております。それに基づいて、本来、延長保育というものに係る利用料というものは徴収すべきものであったというふうな理解をしております。金額的に80万円少しということで少額であるならばということもございましたが、こちら、まず規定させていただいているのは、まず公立の保育所に関してこちらは規定させていただいております。民間保育所のほうでは、民間保育所で定められた延長保育料というものを徴収させていただいておりますので、今回返還させていただくのは公立に通われいた方を対象とさせていただきますので、まず民間の方の対象にはならないということでございます。

それと、これから無償化したらいんじゃないかというようなことでご提議もいただきましたが、先ほど少し触れていただきましたが、例えば4時のお迎えである時に、例えば郵便局寄ってから、買物してから、行きたいところを先に子どもを迎えに行ってから済まそうという方がおられたおかげで、子どもを見ている保育士の方々の負担というものは減ったという事実はあると思います。例えばこれが無償化になりまして、もちろん使う方におかれましては、ある一定の制限は設けさせていただいて、ある一定の理由がない限り延長保育を受けさせてはいただきませんが、ただ、少し、誰でも使えるような無償化された状態になると、利用を希望される方の数というふうなことが増えるかなということが想像できます。そうなりますと、たちまち先生の手が足りない。今でも待機を出させていただいている状況ですので、まずはやはりそこを解消した上で、保育の先生方の充実を図ればと考えておりますので、一旦は、一旦と言いますが、本来あるべき姿という形で、延長保育料に関しては徴収させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 それはもう分かっているんです。それは、民間のところは口出されへんの分かっているし、だからそこは不平等になるなと僕は思うんですけども、例えば、4時から6時半までと、6時半から7時までと区分されているのうちの4時から6時半までを削るとかでもできると思うんです。何か、それなしで、次からは、これはもう決まっているんすかね、ルールで。

ここの時間区分というのは。もう決まっているんですか。削除もできないというふうに、ちょっと今まで、分かりますよ、延長保育料があるから早く行ってあげようという方々がおるから、保育士の負担が減っている。それは分かるんですけど、ただ、ミスがあったのはこっちなわけでしょ、実際は。お金返しました、次から取りますというのは、僕はあんまりうんとは言えないというだけの話なので、あった事情はもう全部把握していますから。内容も分かっていますし、民間に手を出せとか出すとかそんなんじゃないくて、前のしまいと今後のしまいが僕はしっかりこないという話です。

藤井本委員長 この件、令和元年に遡って、解釈が間違う、きちっと整備されなかったということですよ。無償化になって。それが約5年間来ましたよ。今回見直したところで間違いが見つかった。正しいものに戻すんだと、こういうことですが、今まで、じゃあ正しくないものを5年間やってきて、今質問からいうと、この際やっとなあかんねんということですけど、これについて担当課だけでなく、市長、副市長どちらか、考え方、お示しいただきたいと思うんですけども。

阿古市長。

阿古市長 今回の第2子以降の完全無償化の話とは別の話としてのことになると思いますねけども、令和元年度にある一定の基準の中で3歳児以上の無償化が始まりました。本来でしたら、延長保育等はいただくという形の条例にしておくべきところが、読み違いがあって抜けてしまったと。ですので、違法な形でこの5年間については延長保育料をいただいていたので、その部分についてはお返しするという話でございます。それで、延長保育について、先ほど課長のほうから話ありましたけども、国の考え方としては、延長保育はもらいなさいよという考え方に沿った改正をしたつもりやっただけですけども、その辺が抜けていたと。ですので、本来自治体の持っている法律に沿って、その部分はいただけないお金になりましたので、お返しするという以外には多分ないんやろと思います。

それで、今後の話なんですけども、延長保育そのものを完全に無償化いたしますと、延長時間の延長、もう無償にしますともう、保育時間の延長にもつながるといえるのか、もうそのものになってしまうと思います。今現在の時間よりか延長した時間が無償になるということであれば、完全に無償になるということになれば、延長時間、保育の制度そのものが変わるのかなと考えております。ですので、ある一定の基準の時間のところまで、ベースとしては無償化いたします。それで、それ以降の部分については、ご負担をお願いしたいというやり方が、やはり優れているのかなという認識を持っております。延長時間のこれ難しい話です。いろんな生活パターンありますので、保護者の皆さん方も働かれていて、遅くまでという気持ちは分かりますけども、そこまで、どこまでやるのかというのが非常に難しいのかなと考えておるところでございます。今現在の時間の中で、それ以後の分については、ご利用を希望される方の負担はお願いしたいという考えを持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま市長に、市の方針というものを述べていただきました。

杉本委員。

杉本委員 そしたら、質問ちょっとしたんです。この延長保育の別表あるでしょう。この金額と時間というのはもう絶対いじれないんですか。これはもう決まっているんですかね。延長保育料を、例えばこれ100円にするとか500円にするとかも無理なんですかね。

藤井本委員長 今の延長保育料を徴収するとかしないとかじゃなくて、延長保育料の金額についてですね。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、延長保育料の料金については、各自治体で定められるべきものと解釈しておりますので、料金について必ずこの金額でなければいけないというわけではないと思っております。また、ちょっと今手持ちはございませんが、他市町村の状況も把握はさせていただいております。葛城市と同じようなところ、1,000円というところもあれば、それ以下、それ以上のところもございます。ちょっと時間につきましては、ある一定の決められたものにのっとってはおるとは思うんですが、こちらが国の基準に基づいたものであるのか、市が独自で基づいたものであるかということについては、ちょっと今、ごめんなさい、申し訳ございません、手持ちございませんので、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ちょっと確認したいんですけど、これ令和元年に無償化になって、そのときに、もう無償化は無償化やと、延長も無償化ということでしたけど、その前はどうかだったんですか。金額的なところで。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

金額のほうは従前から変更ありませんので、以前も1,000円いただいていた形だと思っております。

藤井本委員長 この金額はそのときに戻したということですね。ほかに。1つ挟みましたから、いいですよ。

杉本委員。

杉本委員 そしたら、せめてここの金額をちょっと下げるなり、ちょっと何もなしでは、僕、あれなので、どこかでちょっと休憩入れてほしいですけどね。ちょっとこれ、僕何もなしでは賛成というふうにはできないんですけども。ちょっと休憩か何か。第2子とか、無償やっていたいて、これから保育士とか足らんし、待機児童出てくると、大前提分かっていますけど、ただ、これに関してはちょっと不平等のような気がしてしゃあないんです。ちょっとどこかのタイミングで委員長、相談時間を設けていただいたら助かります。

藤井本委員長 他市の関係とか、資料はないということでしたので、ここで暫時休憩して、それを求めたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時42分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今お手元にお配りさせていただきましたのは、あくまで参考資料ということで、お目通し
いただきたいと思います。延長保育に関しまして、県内各市の状況を電話にてお問い合わせ
させていただいたときのご回答いただいたものを一覧表にさせていただいたものでございま
す。ご覧のように、時間の設定、金額等はまちまちでございます。また、市内民間保育所等
もございしますが、民間保育所等でも設定された金額での徴収をされておられます。我々は今
まで徴収させていただく根拠として1,000円というふうな価格を定めさせていただいており
ますが、市内の民間保育所等の状況もございしますので、今後もこの金額でさせていただけれ
ばというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 私も先ほどのこの85万円の誤徴収というのかな、これの処理の仕方、何かきちっとそこら
を市長名でも何らかの媒体を使った報告とかが必要じゃないですかね。ちょっと所見だけ
聞かせてください。

藤井本委員長 中井部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

今回の事象につきましては、いろんなことを模索させてもらいまして、今回まず議会のほう
にご報告させていただいた後に、もちろん保護者の方が一番です。保護者の方にお知らせ
とともに、しかるべく方法を通じまして、皆様にお伝えできるようにということの準備はし
ておりますので、させていただきたいと思っております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 1つの例としては、ホームページのほうで、それなりの表現をしていただいて、今回の事
象についてのご報告いただくということが望ましいかなと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 やっぱり返還が85万円余り出ているということなんですけれども、返金が、やっぱり
保護者の方に誤解を生んだ、迷惑をかけたということもありますし、先ほど部長からは、説
明の折に謝罪いただいたんですけれども、やっぱりこれ条例の記入漏れというかで起こった
事象だと思いますので、ちょっと一度、市長のほうから、何かありましたらちょっと一言い
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの柴田副委員長のご意見にお答えをさせていただきたいと思
います。

このたびのこの保育料に、延長保育に関します読み違いに関しまして、市民の皆様には大
変ご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っておりますのでございます。今後につきましては、

十分注意して、職員にも指導していき、間違いのないよう運営してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

藤井本委員長 いいんですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 今のご答弁で、市長のお言葉を代弁されたというふうに理解しておりますが、本当に先ほど増田委員がおっしゃったように、やはりちょっと書面でとか、ホームページで公開でちょっと謝罪していただく方向も考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 この件に関しては、もう先ほど私も予算特別委員会ของときというふうに言うていますので、当初で予算上がってくるので、その際にはちょっとしっかりとどういう状態だったのかという説明が必要かと思います。この予算、当初に上がっているということは、これ市全体の財政に関わるようになってきますので、一旦、その部分に対してもきちっと審議しないといけないというふうに考えておりますので、その辺りの資料も含めて、再度きちっと説明いただきますようによろしくをお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 予算、ちょっと僕入っていないので、ちょっと今の梨本委員のお話はまたそのときでもいいのかなと思うんですけど、これ、梨本委員、最初におっしゃったけど、これ全員把握できているんですかね。お一人どれぐらいというのちゃんと連絡もつけて、しまいがちゃんとできているんですかね。ちょっと僕その辺のところは予算でやはらんのかなと思ってほっといたんですけども、その辺のちょっと内訳というか状況、ちゃんと聞かせていただきたいと思っています。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今ご質問いただきました状況を把握できているのかということでございますが、先ほど、金額のほうは申し上げましたが、対象世帯が約150世帯ほどございます。令和元年10月以降になりますので、先ほどのご質問の中にもあったように、転出されておられる方とかもおられます。今現在把握しておるのは、150世帯のうち3世帯程度が今のところ市外に出られておられますので、そこまでの追跡は今可能かなと思っておるんですが、そこからまた転居されていたりとか、あるいはご家族の形、例えばですけども、離婚されておって家庭の形が変わっておりますので、保護者の名称が変わっているということも想定できます。そのような方に関しましては、個々、対応はもちろんする予定ではございます。少し時効の話もございましたが、令和元年の10月から数えて5年ですので、この10月いっぱいまで程度が時効の期間かと考えておりますので、古いところから、もちろん対応はさせていただきたいとは思っ

ております。最終的に転居先が不明な点につきましては、できるだけ方法を取りながら、最終的にお返しできるようになるまで善処したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 ちょっとこのいただいた資料についてなんですけど、第1子の考え方が、ちょっと国と葛城市では違うと思うんですけども、葛城市の第1子の考え方を教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に議第11号の資料としてお配りさせていただいているカラー面、両面印刷のものがございます。こちらに沿って、まずご説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目お問い合わせいただきました国の基準について、まずご説明させていただきたいと思います。こちらは、第2子のカウント方法についての中、令和5年度までの保育料のところ、これが、葛城市も国に準じてさせていただいております。小学校以上のDさんですけども、こちらは、小学校以上はカウント対象外となりますので、就学前におられるCさん、Bさん、Aさんで、兄弟カウントを取らせていただいております。Cさんが第1、Bさんが第2、Aさんが第3、こちらが国の基準、今まで令和5年度までの葛城市の基準も同様でございます。

今後、じゃあ、独自にどう変わるのかということでございます。令和6年度からの保育料、一番下のところになりますが、ご覧いただきたいと思います。小学校以上のDさん、兄弟順で言いますと第1子目ではございますが、こちら、今までカウントしておりませんでした、こちらの方も第1子目としてカウントするようになります。したがって、Cさんは、第2子、Bさんは第3子、Aさんは第4子というようなカウント方法に変わります。最終的には、今までCさんが全額負担しておりました保育料は無償に、Bさんが半額しておりました保育料も無償になるというような形でございます。よろしくお願いいたします。

また、裏面には、様々なご家庭の形というものの1つの例として挙げさせていただいております。父母がおられて子どもたちがおられる、葛城市も同様にこれらのご家庭が大半ではございますが、ご家庭にあっては様々な形がございますので、判定に当たっては、その都度、対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。国は未就学児までが第1子というふうに数えるということなんですけど、葛城市の場合は制限ないということで、いろんな家庭の形というのがあって、作っていただいている資料の例えば2と3を比べると、長男が大学生の場合と長男が社会人の場合で、それが第1子に含まれるか含まれないかということが変わってくると思うんですけど、これを市のほうではどういうふうに把握されるのかなということもちょっと、言えば課を超えて、その情報を得られるというふうな形でいいという考え方でいいのかなというのと、保護者の方にとってはすごくありがたいと思うんですよ。無制限、上限なく、第2子と

数えていただくのはすごくありがたいとは思いますが、市として、先ほどの一般財源の話も出ていたと思うんですけども、国基準で考えると、かなり制限されて、それで、国の制限の小学生以下と考えて無償化するのと、それから無制限で無償化するのってやっぱりすごく差が出てくると思うんですけど、その辺りの数字的なことは、私ちょっと当初予算のほうで、ちょっと比較の金額を出しておいていただきたいと思うんですけども、まず、家庭の形によって、第1子と数えるか数えないかというところが、かなり職員の負担がかかるんじゃないかと思うんですけど、その辺りのところをちょっと聞かせてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました家族の形でございますが、今お手元に配らせていただいている資料の裏面にカウント方法の例というような形がございます。

まず、1番から7番まで示させていただいておりますが、この左上の1番に当たるご家庭が、葛城市内で最も多く、約97%程度というふうに考えております。残りの3%程度が、それ以外の形になってまいります。今、例として挙げていただきました2番と3番、例えば長男が社会人である、長男が大学生である、このようなどのような区分をするのかにしましては、入所申込みをさせていただいた際には家族の構成欄等、書いていただくところもでございます。社会人であるかどうかに関しましては、もちろんその世帯の税状況を見に行かせていただきますので、その把握ができたりもでございます。また、3番の長男が大学生であった場合につきましては、例えば、どちらかで大学等の進学により寮生活、離れておられる場合につきましては、本人様の申出がございましたら、例えば学生証を見せていただく等の対応をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回、入所の決定に当たりまして、入所の決定といいますか、保育料の通知をさせていただく予定をしております。その保育料の通知の中には、今後、4月以降このような形で保育料のカウントとなりますというご案内とともに、例えば、こういう場合があれば申し出ていただければ、こちらのほうで聞き取りをした上で、この制度に対応すべく、対応させていただきたい旨のことも掲載させていただこうというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。多分97%は1のご家庭のスタイルが多いということなんですけれども、これから、これが単年ではなくってずっと続いていくということを考えれば、いろんな家族の形もありますし、その都度、いろいろ調べないといけないとすると、そういう証明書とかも出していただいたりとかする負担とかもありますし、保護者の方が偽られるということはないとは思いますが、どこまで追跡するのか、それと誤解もあると思うので、今の条例の、延長保育じゃないですけども、間違って、逆に言ったら無償化してしまったとか、いろんなことが起こると思うので、その辺りはちょっと注意していただけないというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は、13時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第13号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第13号、葛城市介護保険条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

本条例は、3年に一度の介護保険事業計画の改定に伴いまして、計画に基づく介護給付費の見込みなどにより、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるためと、介護保険法施行令の改正による保険料段階の13段階への改正により、本条例においても13段階を適用し、乗率を改めるための改正の提案をするものでございます。

それでは、新旧対照表を基にご説明申し上げます。また、それと関連するものとしまして、お手元に参考資料もおつけさせていただいております。そちらのほうも参考に見ていただけたらと思います。

まず、新旧対照表1ページでございます。第3条でございます。第3条1項につきましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づいた介護保険料の額を定めるものでございます。標準月額につきましては、現行の6,200円から5,920円に改正するものでございます。介護保険料は、これまで、被保険者数の変動や給付実績の伸びを勘案し、今後見込まれるであろう被保険者数や認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービス別給付

費の見込みを推計した上で、第9期の3年間にわたる給付総額を算出し、これを第1号被保険者の推計人数で割戻しして算出したものでございます。今回の介護保険料の改正は、第8期の保険料から、月額で申しますと280円の減額としております。第9期におきましても、被保険者や利用者の自然増加による影響のほか、国の法令、制度改正による介護サービス給付費の増額影響として、令和6年度から令和8年度までの介護報酬改定をプラス1.59%とされたことによる影響はございますが、新型コロナウイルス感染症により、給付が伸びず、積み上げとなっていた基金の取崩しを3年間で3億3,000万円することで、第8期から280円の減額とするものでございます。

また、さきに述べましたように、保険料段階の13段階への改正につきましては、国の介護保険法施行令の改正によるものですが、国の説明を引用いたしますと、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得配分機能を強化するため、13段階へ改正するものでございます。この13段階への変更は、高所得者に係る標準段階の段階数、乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案し、設定されております。低所得者の最終乗率については、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定されていることから、葛城市においても、現行の10段階から、国が改正で標準とする13段階へ改正するものでございます。

条例の第3条第1項では、年額を規定しております。第3条第5号が、第5段階として基準額となり、先ほど申し上げた月額5,920円の12か月分を掛けていただきますと、7万1,040円としております。前後しますが、第1号、第1段階のことですが、では、標準額の負担割合0.455として3万2,320円、第2号は、標準額の0.685として4万8,660円、第3号では、標準額の0.69として4万1,010円、第4号では、標準額の0.9として6万3,930円、そして先ほどの基準額の第5号、そして第6号では、標準額の1.2倍として8万5,240円、第7号では、標準額の1.3倍として9万2,350円、第8号では、1.5倍として10万6,560円、第9号では、1.7倍として12万760円、第10号では、1.9倍として13万4,970円、第11号では、2.1倍として14万9,180円、第12号では、2.3倍として16万3,390円。次のページ、2ページに移らせていただきます。第13号で、これが一番高い段階でございますが、標準額の1.4倍として17万490円にそれぞれ改正しております。

なお、第10号についての基準所得額は、これまでの市の独自基準として400万円としておりましたが、国の基準どおり420万円に一部改正しております。また、現行の保険料、各段階で引用をしております介護保険施行令第39条は、国の標準から変更する場合に引用する条文で、葛城市は現在、国の標準の第9段階から1つ多い第10段階を採用しておりましたので、施行令第39条を引用しておりました。これに対し、国の標準の段階、乗率をそのまま採用する場合は、施行令第38条の引用となりますので、本改正においては、引用条文を施行令第38条に改めております。

続きまして、3ページをお願いします。第2項から第4項についてでございますが、第1段階から第3段階の保険料につきましては、第8期の保険料と同じく、国、県、市町村によ

る低所得者に対する保険料の軽減がございますので、前項第1号から第3号の金額ではなく、第1段階は2万240円、第2段階は3万4,450円、第3段階は4万8,660円とするものでございます。

次に4ページ、第5条第3項につきましては、年度途中で賦課変更を行う場合の特例規定ですが、第3条で法施行令第38条を引用したことに伴う文言整理となっております。

最後に附則についてでございます。5ページをお願いします。附則第1項に、施行期日として令和6年4月1日から施行を規定しております。第2項に経過措置として、改正前の年度の介護保険料の取扱いを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

藤井本委員長 申し訳ないです、私のほうからですけど、今、新旧対照表を基に詳しく説明していたいているんですけど、せっかくこの改正は3年に1度の計画の見直しに基づくものだという説明がございましたので、ここにせっかく第9期の参考資料としてつけていただいております。この説明も先にいただけないでしょうか。

田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、参考資料のご説明をさせていただきます。

上の13段階の図は、厚生労働省の資料から転載しております。下の保険料の表は葛城市のもので、第8期と第9期の年額の保険料額と乗率、第5段階からの掛け率を記載しております。なお、第1段階から第3段階につきましては、第8期に引き続き保険料に公費軽減がございますので、軽減前の乗率、標準乗率を括弧書きで併記しております。基準となる基準額は1か月の保険料で、第8期の基準額は6,200円、第9期の基準額は5,920円と提案させていただきます。どちらも基準額に12か月分を掛けると、第5段階の欄に記載している年額になります。

なお、第8期の国の基準は第9段階までです。葛城市は第10段階までですが、第1段階から第8段階までは国の基準どおりで、国の第9段階を2分割して、独自に第10段階を設けております。

では、上の13段階の図をご覧ください。こちらは、厚生労働省が示す第9期の第1号保険料の図です。縦棒が乗率になります。本市も国の基準どおりに要件や乗率を定める予定です。第1段階から第3段階につきましては、低所得者に対する消費税率変更に伴う保険料軽減措置を青い部分で表記しております。第4段階から第9段階の乗率は、第8期と同じになっております。そして、第9段階の上に第10段階から第13段階を新設して、段階的に乗率を引き上げ、引き上げた分、この赤い部分ですが、それを低所得者、第1段階から第3段階に充てます。第1段階から第3段階につきましては、第8期よりも最終乗率が下がることとなります。第9期の保険料基準額は第8期より低く提案しておりますので、第1段階から第9段階までの保険料は下がりますが、第10段階から第13段階につきましては、乗率を引き上げるため保険料は上昇することになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ありがとうございました。ただいま議第13号につき、説明を願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松林委員。

松林委員 今ちょっとお聞きして、第10段階から13段階、この分の上がった分を低所得者のほうに回すというような、ちょっとそういう認識なんです。取りあえずは10段階から13段階にした改正目的というんか、どのような変更する必要があったのか、13段階に変更する変更の理由、それと、そしてこの改正によって所得に応じた基準額の多段階化が導入されたというメリット、これちょっと教えていただけますか。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、国が13段階にした理由としましては、制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付の増加を見据え、第1号被保険者間での所得の再分配の機能の強化を図るためでございます。それと、低所得者の保険料上昇の抑制を図るという目的もでございます。ほかの具体的な要件は、9段階を超える多段階化の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して、乗率は定められております。あとは、低所得者の最終乗率につきましては、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定されております。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 持続可能な保険制度ということで、所得配分ですね。そやから、10段階から13段階で高所得者から所得した分を低所得者に回すという、そういうメリットがあるということですか。分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。

今おっしゃっていただいたとおりでございます。

藤井本委員長 ほかに。ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ちょっと私、じゃあ確認させてもらいたいと思います。全体としてこれ低く抑えているわけですよね。これ、当初部長の説明にあったように、基金がうちはあるから、それを取り崩して、市民にメリットと言うてええんか、安くできるようになったという説明のように聞こえたんですけど、その辺の説明をもう少し、基金について、どれだけあって、どれを崩すというんですか、取り崩していくということについての質疑、もう少しご説明いただけますでしょうか。

田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

今、基金は約4億3,000万円ほどございます。その中から、基金を3億3,000万円取り崩し

まして、保険料の軽減に充てる予定でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかにはないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第14号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについてを議題といたします。

本案について、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第14号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正することについてご説明申し上げます。

このご説明に当たりまして、お手元の介護サービスの種類という資料をご覧ください。そのこの第14号、居宅介護支援というところが、市町村が指定・監督を行うサービスでございます。この部分についての条例となります。この条例が適用されるのは、要介護1から5までの方を対象として、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネ事業所の指定を、平成30年4月1日に県条例による指定から市指定に権限移譲され、介護保険課において指定の事務を担当しているものでございます。他市町村と合わせるために、基準省令に合わせる形で制定していたものでございます。現在対象となるケアマネ事業所は、市内13事業所及び葛城市の被保険者を受け持つ市外の居宅介護支援事業者にも適用されます。今回の改正につきましては、これまでの一部の規定を除き、基準省令をそのまま条例化していたものから全部改正としております。条例を主に利用される事業者にとって、これまでは基準省令と市の条例をそれぞれ見ていただく必要があり、業務上不便となっていたとのことですが、市が独自に定める必要のある一部の規定を除き、その他全てを基準省令の例によることで、条例を利用される方にとってより分かりやすい条例とするためのものでござい

ます。県内では、これまでの改正において、既に4市が同様の改正を行っており、運用上問題ないと判断できましたので、本市においても全部改正に踏み切ったものでございます。

それでは、各条ごとに説明申し上げます。議案書32ページをお願いいたします。

まず、第1条、趣旨についてでございます。趣旨については、現行条例にも制定しており、大きな改正はございません。

次に、第2条、定義でございます。定義については、現行の条例では、各条の中に必要に応じて定義の規定を括弧書きで表しておりましたが、介護保険法、厚生労働省令等に規定されている定義をそのまま引用するため、新たに設けるものでございます。

次に、第3条、指定居宅介護支援事業者の指定に関する申請者の要件でございます。介護保険法第79条第2項第1号において、申請者が市町村の条例で定めるものでないときは、居宅介護支援事業者として指定してはならないと規定されております。この規定により、市町村の条例で申請者の要件を定める必要があることから、第3条を設けるものでございます。現行の条例においては、第2条で同様の規定を設けております。

次に、第4条、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準でございます。介護保険法第81条において、員数、事業の運営については、条例で定めることとなっております。また、市町村は厚生労働省令で定める基準に従い、一部については参酌するものとされております。現行の条例においては、この規定により、一部を除き、厚生労働省令で定める基準を1条ずつ、全部で35条を規定しておりました。本改正においては、次の第5条に参酌する運営の基準の一部を定め、その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を定めるところによることで、34条については基準省令のとおり、残る1条については、改正条例の第5条に定める部分を除く部分について一括して基準を定めるものでございます。

次に、第5条、記録の整備の特例でございます。現行の条例では、第31条、記録の整備に規定している一部を市の独自基準として規定しているものでございます。国の基準省令では、記録の保存年限を2年と定めているものですが、奈良県や県内の多くの市町村において5年と規定しているものでございますが、事業者に対する実地指導や書面指導等において、奈良県と合同で行うことも多く、本規定の保存期間を合わせておかないと合同の指導に困難が生じることから、5年としているものでございます。この5年の根拠につきましては、地方自治法上の公債権の消滅時効が5年であることから、記録の保存期間をこれに合わせるものでございます。

次に、第6条、委任でございます。現行条例では、必要なところに市長が別に定めると委任規定を設けておりましたが、改正条例においては、基準省令のとおりとする規定のため、個々に委任規定を設けることができないため、本条で規定するものでございます。

最後に附則でございます。第1項に施行期日として、令和6年4月1日施行を規定しております。第2項には、指定居宅介護支援等基準の規定の引用に関する経過措置として、国の基準の省令の附則による経過措置についても、本則と同様に引用することを設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第14号について説明を願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第15号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第15号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、ご説明申し上げます。

この条例が適用されるのは、要支援1及び2の方を対象として、ケアプランを作成する介護支援専門員が在籍する介護予防支援事業所となり、現在は、葛城市地域包括支援センターの1事業所のみですが、4月1日以降は居宅介護支援事業所、市内では13か所ございますが、にも適用が拡大されます。議第14号と同様に、今回の改正につきましては、これまでの一部の規定を除き、基準省令をそのまま条例化していたものから、全部改正としております。条例を主に利用される事業者にとって、これまで基準省令と市の条例をそれぞれ見ていただく必要があり、業務上不便となっていたとのことですが、市が独自に定める必要のある一部の規定を除き、その他全てを基準省令の例にすることで、条例を利用される方にとってより分かりやすい条例とするためのものがございます。県内ではこれまでの改正において、先ほどと同様、既に4市が同様の全部改正を行っており、運用上問題がないものと判断できましたので、本市においても、全部改正に踏み切ったものがございます。議案書でいきますと34ページ、お願いいたします。

まず、第1条、趣旨でございます。趣旨につきましては、現行条例にも制定しており、大きな改正はございません。

次に、第2条、定義でございます。定義については、現行の条例では、各条の中に必要に応じて定義の規定を括弧書きで表しておりましたが、介護保険法、厚生労働省令等に規定されている定義をそのまま引用するため、新たに設けるものでございます。

次に、第3条、指定介護予防支援事業者の指定に関する申請書の要件でございます。介護保険法第115条の22第2項第1号において、申請者が市町村の条例で定める者でないときは、介護予防支援事業者として指定してはならないと規定されております。この規定により、市町村の条例で申請者の要件を定める必要があることから、第3条を設けるものでございます。現行の条例において、第2条第5項で同様の規定を設けております。

次に、第4条、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準でございます。介護保険法第115条の24において、員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営については、条例で定めることとなっており、また、市町村は、厚生労働省令で定める基準に従い、一部については参酌するものとされております。現行の条例においては、この規定により、一部を除き、厚生労働省令で定める基準を1条ずつ、全部で36条を規定しておりました。本改正においては、次の第5条に参酌する運営の基準の一部を定め、その他の基準については、厚生労働省令で定める基準の定めるところによることで、35条については基準省令のとおり、残る1条については、改正条例の第5条に定める部分を除く部分について、一括して基準を定めるものでございます。

次に、第5条、記録の整備の特例でございます。現行の条例では、第29条、記録の整備に規定している一部を市の単独基準として規定するものでございます。国の基準省令では、記録の保存年限を2年と定めているものですが、奈良県や県内の多くの市町村において5年と規定しているものでございます。事業者に対する実地指導や書面指導等において、この件に関しましても奈良県と合同で行うことも多く、本規定の保存期間を合わせておかないと合同の指導に困難が生じることから、5年としているものでございます。この5年の根拠につきましては、地方自治法上の公債権の消滅時効が5年であることから、記録の保存期間をこれに合わせるものでございます。

次に、第6条、委任でございます。現行条例では、必要なところに市長が別に定めると委任規定を設けておりましたが、改正条例においては、基準省令のとおりとする規定のため、個々に委任規定を設けることができないため、本条で規定するものです。

最後に附則でございます。第1項に施行期日として、令和6年4月1日施行を規定しております。第2項には、指定介護予防支援等基準の規定の引用に関する経過措置として、国の基準省令の附則による経過措置についても、本則と同様に引用することを設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第15号の説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論終結をいたします。

これより議第15号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第16号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについてご説明申し上げます。

この条例が適用される市町村が指定することができる地域密着サービスの要介護1から5の方を対象とした9つの事業のサービスについて定めるものでございます。この条例は、平成24年に地域主権一括法において市町村に権限移譲されたもので、原則市内の利用者が利用することから、これまでは市独自の基準も可能であるものの、市町村間で協議し、他市町村施設を利用したり、市内施設を他市の利用者が利用する相互乗り入れを行うことで、利用者が利用しやすくしている関係上、独自基準は設けず、周辺市と同様の国の基準省令に合わせて改正してきたものでございます。今回の改正につきましては、先ほどの議第14号と同様に、これまで一部の規定を除き、基準省令をそのまま条例化していたものからの全部改正としております。条例を主に利用される事業者にとっては、これまでは基準省令と市の条例をそれぞれ見ていただく必要があり、業務上不便となっていたものでございますが、市が独自に定める必要のある一部の規定を除き、その他の全てを基準省令の例にするということで、条例を利用される方にとってより分かりやすい条例とするためのものです。県内では、これまでの改正において、先ほどと同様、4市が同様の全部改正を行っており、運用上問題ないものと判断できましたので、本市においても全部改正に踏み切ったものでございます。

なお、市町村間で協議して、葛城市の被保険者が市外にある地域密着型サービスを利用する場合におきましても、所在地の条例ではなく、この条例が適用されます。

それでは、議案書37ページをお願いいたします。

まず、第1条、趣旨でございます。趣旨については現行条例にも制定しており、大きな改正はございません。

次に、第2条、定義でございます。定義については、現行の条例では、各条の中に必要に応じて定義の規定を括弧書きで表しておりましたが、介護保険法、厚生労働省令に規定されている定義をそのまま引用するため、新たに設けるものでございます。

次に、第3条、地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員でございます。介護保険法第78条の2第1項において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所にあつては、その入所定員が29人以下であつて、市町村の条例で定める数と規定されております。市町村条例において、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める必要があることから、本条において29人以下と明確に規定するものです。

次に、第4条、地域密着型サービスの事業者の指定に関する申請者の要件でございます。介護保険法第78条の2第4項第1号において、申請者が市町村の条例で定めるものでないときは、地域密着型サービス事業者として指定してはならないと規定されております。この規定により、市町村の条例で申請者の要件を定める必要があることから、第4条を設けるものでございます。現行の条例においては、第3条第3項で同様の規定を設けております。

次に、第5条、地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営の基準でございます。介護保険法第78条の2、第78条の4において、員数、設備、運営については、条例で定めるとなっております。また、市町村は厚生労働省令で定める基準に従い、一部については参酌するものとなっております。現行の条例におきましては、この規定により、一部を除き、厚生労働省令で定める基準を1条ずつ、全部で240条を規定しておりました。本改正においては、次の第6条に参酌する運営の基準の一部を定め、その他の基準については、厚生労働省令で定める基準の定めるところによることで、239条については基準省令のとおり、残る1条については、改正条例の第6条に定める部分を除く部分について、一括して基準を定めるものでございます。

次に、第6条、記録の整備の特例でございます。現行の条例では、第42条、第58条、第59条の19、第59条の37、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条の記録の整備に規定している一部を市の独自基準として規定するものでございます。国の基準省令では、記録の保存年限を2年と定めているものですが、奈良県や県内の多くの市町村において、この規定におきましても5年と規定しているものでございますが、事業者に対する現地指導や書面指導等において、奈良県と合同で行うことも多く、本規定の保存年限を合わせておかないと合同の指導に困難が生じることから、5年としているものでございます。この5年の根拠につきましては、地方自治法上の公債権の消滅時効が5年であることから、記録の保存期間をこれに合わせるものでございます。

次に、第7条、委任でございます。現行条例は、必要なところに市長が別に定めると委任規定を設けておりましたが、改正条例においては、基準省令のとおり規定するため、個々に委任規定を設けることができないため、本条で定めるものでございます。

最後に附則でございます。第1項に施行期日として、令和6年4月1日施行を規定しております。第2項には、地域密着型サービス基準の規定に引用する経過措置として、国の基準省令の附則による経過措置についても、本則と同様に引用することを設けております。この

説明資料の中では、第16条のところの9つのサービスについて説明させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第16号の説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第17号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第17号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

この条例が適用され、市町村が指定することができる地域密着型サービスの要支援1から2の方を対象とした3事業となります。先ほどの資料1のところにも、3サービスが記載されている、この部分についての条例でございます。この条例につきましても、先ほどの要介護を対象としたサービス同様に、原則市内の利用者が利用することから、これまでは市独自の基準も可能であるものの、市町村間で協議し、他市町村施設を利用したり、市内施設を他市の利用者が利用する相互乗り入れを行うことで、利用者が利用しやすくしている関係上、独自基準は設けずに、周辺市と同様に、国の基準省令に合わせて改正していたものでございます。今回の改正につきましては、議第14号と同様、これまで一部の規定を除き、基準省令をそのまま条例化していたものから、全部改正としております。条例を主に利用される事業者にとって、これまで基準省令と市の条例をそれぞれ見ていただく必要があり、業務上不便となっていたところでございますが、市が独自に定める必要のある一部の規定を除き、その

他全てを基準省令の例によるとすることで、条例を利用される方にとってより分かりやすい条例とするためのものがございます。県内ではこれまでの改正において、4市が同様の全部改正を行っており、運用上問題ないものと判断できましたので、本市においても全部改正に踏み切ったものがございます。

なお、市町村間で協議して、葛城市の被保険者が市外にある地域密着型サービスを利用される場合におきましても、所在地の条例でなく、この条例が適用されます。議案書40ページをお願いいたします。

まず、第1条、趣旨でございます。趣旨につきましては現行条例にも規定しており、大きな改正はございません。

次に、第2条、定義でございます。定義については、現行の条例では各条の中に必要に応じて定義の規定を括弧書きで表しておりましたが、介護保険法、厚生労働省令等に規定されている定義をそのまま引用するため、新たに設けるものがございます。

次に、第3条、地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する申請者の要件でございます。介護保険法第115条の12第2項第1号において、申請者が市町村の条例で定める者でないときは、地域密着型介護予防サービスの事業者として指定してはならないと規定されております。この規定により、市町村の条例で申請者の要件を定める必要があることから、第3条を設けるものがございます。現行の条例において、第3条第3項で同様の規定を設けております。

次に、第4条、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準でございます。介護保険法第115条の14において、員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、設備、運営については、条例で定めることとなっております。また、市町村は、厚生労働省令で定める基準に従い、一部については参酌するものとされております。現行の条例においては、この規定により、一部を除き、厚生労働省令で定める基準を1条ずつ、全部で91条を規定しておりました。本改正では、次の第5条に参酌する運営の基準の一部を定め、その他の基準については、厚生労働省令で定める基準の定めるところによるとすることで、90条については基準省令のとおり、残る1条については、改正条例の第5条に定める部分を除く部分について、一括して基準を定めるものがございます。

次に、第5条、記録の整備の特例でございます。現行の条例では、第40条、第64条、第85条の記録の整備に規定している一部を市の単独基準として規定するものがございます。国の基準省令では、記録の保存年限を2年と定めているものですが、奈良県や県内の多くの市町村において、5年と規定しているものがございますが、事業者に対する現地指導や書面指導等において、奈良県と合同で行うことも多く、本規定の保存期間を合わせておかないと合同の指導に困難が生じることから、5年としているものがございます。5年の根拠につきましては、地方自治法上の公債権の時効消滅が5年であることから、記録の保存期間をこれに合わせるものがございます。

次に、第6条、委任でございます。現行条例では、必要なところに市長が別に定めると委

任規定を設けておりましたが、改正条例においても基準省令のとおり規定するため、個々に委任規定を設けることができないため、本条例で規定するものです。

最後に附則でございます。第1項に施行期日として、令和6年4月1日施行を規定しております。第2項には、地域密着型介護予防サービス基準の規定の引用に関する経過措置として、国の基準省令の附則による経過措置についても、本則と同様に引用することを設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま議第17号について説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方おられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第17号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、12月定例会より継続審査となっております令和5年請願第2号、家庭介護支援事業（紙おむつ支給）の支給条件を緩和することを求める請願についてを議題といたします。

本請願については、昨年の12月定例会中の委員会でご協議をいただき、市の今後の動向や国の補助の動向も含めて、引き続き委員会で調査し、その上でしっかりと判断をしていく必要があり、すぐに結論を出すことは難しいため、閉会中の継続審査とすべきという意見で一致し、継続審査となりました。その後の国の動向を含め、今後の市の動向について、理事者から説明をいただきたいと思います。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

家族介護用品支給事業、いわゆる紙おむつ事業は、12月の厚生文教常任委員会でも請願という形でご議論いただいたところでございます。この事業につきましては、介護保険特別会計における国の交付金事業、いわゆる地域支援事業の中の任意事業として実施しておりますが、数年来、国の方針としまして、地域支援事業から外される方向で検討されてまいりました。令和6年度から始まる介護保険第9期計画には、それが具体化されるものとし、令和3年度から3年間の第8期計画では、第9期での廃止以降の激変緩和措置として、対象者を縮

小するなどの措置を講じてまいりました。しかしながら、過日、令和5年12月22日付で、我々の手元に届きました厚生労働省介護保険最新情報、Vol. 1193号によりますと、昨今の物価高騰を憂慮した特例的措置という前書きがある上で、第9期計画期間中は、地域支援事業の対象として継続とするということが通知されました。これは大変喜ばしいニュースですが、その対象者は、これまでと変わらず、予算的にも令和5年度予算を上限とするというただし書が併記されております。簡単に申し上げますと、地域支援事業の対象とする部分は、対象者も予算額も廃止や縮小に向けて対応してきた従前と同じか、またはそれ以下であることということになります。一方で当課といたしましては、このたびの請願をいただく以前から、具体的には令和4年度の当初から、国の動向を常に注視しつつ、第9期計画が始まる令和6年度以降を見据えまして、可能な限り必要な方にご利用いただきまして、かつ、事業が今後も継続できるような財源的な裏づけを俯瞰的な視点を持って検討してまいりました。その結論が、このたびの市長の施政方針でも発表いたしました内容でございまして、今回の3月議会で提案いたします要介護3以上、所得要件は撤廃する、こういった内容でございます。県下12市を見渡しましても、十分に誇れる内容であると考えております。

以上、簡単ではございますが、経緯と説明になっております。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま経緯等の説明を願いましたが、本請願に関する、今の説明に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。ただいまの説明に対しての質疑です。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと整理させていただく。今請願に対しての会議ですよ。これ取扱いという、今のお話はそういう方向であるというのは分かったんですけど、今、例えば質問ありますかって言ったら、予算のところの質問がなくなるような気もするし、事前審査になるような気がするんで、ここは請願をこれどうするかというだけにとどめて、予算にパスしたほうがええと思うんです。どうですかね。多分、込み入った話出てきませんか。

藤井本委員長 だから、12月議会で請願を出されているわけですよ。12月議会では確定した裏づけというものが取れなかった。国の動向を見極めてから、市は判断したいということで、継続審査にしたわけですよ。それを見極めて、今の説明を受けた。だから今の説明に関して、いわゆる12月の時点と今とのその間の対する質疑だけで、請願に対してどうのということじゃなくて、今の説明に関して分からないところはないですか。前は分からなかったから、継続審査にしました。国の動向が見えてきたので、決定になったわけですけども、その間の経過についての、まず質疑を今求めているだけ。今の説明に対してね。

松林委員。

松林委員 ちょっとお聞きしますけど、先ほどちょっと国の動向等をお聞きしたんですけど、現行、要介護3以上のところに支給されるという方向性なんですかね。

藤井本委員長 確かに予算と重複するところがございまして。しかし、施政方針で示されたというところもございまして、この請願というものをきちんとどういう方向にするかということ、やっぱりもう継続審査がここまで来ていますので、決めたいと思いますので、今の質問にお答

えを求めたいと思います。

西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。

ただいまのご質問の回答ですが、端的に申し上げましたら、要介護3以上に第9期計画から変わる予定です。ただし3につきましては、アセスメントシートといいまして、いわゆる調査シート、それをもって調査しての上での実施になりますので、4、5は特にそういうものもなく、従前どおり対象としたい、そういうふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時27分

再 開 午後2時37分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑ないようでございますので、この請願について、皆さん方のご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。

それでは、委員長として、私のほうで進めさせていただきたいと、このように思います。

理事者のほうから先ほどご説明ありましたように、紙おむつ支給の件につきましては、支給緩和をする方向となっております。12月に提出をいただきました請願書に記載されている請願事項は、紙おむつの支給要件の緩和でございました。理事者の実施予定の内容と請願内容とは合致しているものと考えられます。これらのことを踏まえますと、本請願につきましては、請願の内容が実現されることが確認できましたので、請願を採択することはできないという判断をしたいと思います。これにつきまして、私の判断として請願採択できないと。既にもうそれが実現しているからということでございます。これについて、皆さん方のご意見等ございませんでしょうか。私に対する質疑でも結構です。ご意見でも結構です。

梨本委員。

梨本委員 今、委員長おっしゃったように、そもそもの請願事項がそのようになっておりますので、方向性としては、それは間違っていないのかなというふうに考えます。もし、この内容を今後予算特別委員会の中でしっかりと審議していくことになろうかと思いますし、まだ今細かなところは理事者側にも答弁を聞いておりませんので、それが本当に、葛城市が今後、緩和していくことが他市と比べてどうなのかであったり、それから、それが市民の方にとってどれぐらいの規模になっていくのかということも、今後審議の対象になってこようかと思います。そういったことも含めて、今後、予算特別委員会の中で審議していくこととは思いますが、一旦この請願の方向性については、ここで一度線引きをしておいて、今委員長おっしゃられるように、一旦これに関しては、かなっているというところで整理して、もしその後、それでは足りないであるとか、もしくは何らかのことが必要であるということであれば、ま

た新たな請願という形でも受け取ることは可能ですので、そういったことで判断していったらどうかというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕もこの件に関してはずっといろんなところで言っているのですが、方向性が今分かって、請願、今委員長おっしゃったとおり、なかなか重たい荷物を1人に持たせたなと思いながら、僕もそのとおりやと思っていて、その可能性が高いといえますか、そういう方向であるということなので、これは請願受けるのもよく分からなくなってくるので、確かに。判断難しいんですけども、そういうご判断でいいと思うんですけども、ただ、お願いは、予算の委員長もされているので、やっぱりこれはしっかりと、文章では今こう書かれていますけど、市民の皆さんのどういった声をちゃんと反映できているかというのは、予算の委員の方々と委員長にちょっとしっかりとお任せしたいと思いますので、よろしく願いしておきます。質問というか、ただ意見で申し訳ないんですけども。

藤井本委員長 ほかにご意見等ございませんか。

早かった、増田委員。

増田委員 委員長のほうから、請願を採択しないという表現は確かにそうなんです。ただ、この内容、非常に切実な請願内容をどうしようということで、いろいろ議会、この委員会もご議論いただいて、深掘りをして今日までにたどり着いたんですけども、その趣旨を、私先ほどの説明聞いておりますと、同じように非常に苦慮していただいていたと。原課のほうもね。国の動向は、一旦、昨年度ですか、令和5年度の中では、もう足元ちょっと切られたような状態の判断をされたんですけど、市としてはほっとけないと。国の動向に市独自でいろいろと、この請願内容に即したようなお声を予算化しようという運びまでいただいたということなので、改めてこれを請願として取り上げて、要望として上げていく必要がなくなったと。あとは予算審議の中で、予算をどうするかというところに委員会を移していただくというふうに、私、解釈したんですけど。委員長が、これ採択しないという言葉だけでぽんと出ちゃうと、この請願無視すんのかみたいな解釈になったらあかんで、私、これ、あれって印象でそういうふうに聞こえたので、そうと違うて、こういうことですねという確認だけちょっと今させていただきます。

藤井本委員長 私の意見として、こう述べさせていただいたわけですけども、例えば、これを採択して、次は本会議で、請願ですから、これは本会議で採択するわけです。例えば、これを採択した場合は、議長名でこれを市長に送付するということになる。市長に送付するわけですけども、市長のほうではもう施政方針に載せているということになりますので、これ以上、いわゆる進むことができないということで、私は申し上げているつもりでございます。この間、継続審査として、この請願に対しては、委員会としては慎重に審議をしてきたつもりでございます。

松林委員。

松林委員 私はもう簡潔に、この請願目標、12月の時点と現在とまた国の動向も変わってきたということで、請願目標の初期の目的というのはもうほぼ達成される方向にあると思いますので、これはこの請願自体、採択しないという言い方、先ほどの増田委員の言い方と、どういうふうに表現していいのかな、今回取り上げない、もし、また今度また違うような方向性になるのであれば、また再度請願を出していただくということであればいいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。ほかにないですか。坂本委員もないですね。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 それでは、令和5年請願第2号、この件につきましては、継続審査もしながら慎重に協議をしてきたわけでございますけども、今申し上げたとおり、採択はしないと。言葉を言い換えると、不採択ということに決定をいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

森井部長。

森井保健福祉部長 先ほど議第17号におきまして、条例の全部改正のところを私間違えて、一部改正と申し上げております。全部改正の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

藤井本委員長 ここで、暫時休憩をいたします。3時ちょうどから再開いたします。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後3時05分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで再度、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時05分

再 開 午後3時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど審議をさせていただきました令和5年請願第2号でございますけども、市長の施政方針の中で既に発表されているというところで、議論を進めてまいったところでございます。しかしながら、まだ、予算審議ということについてはこれから始まるわけで、慎重に進めていくのであれば、予算審議というものをまず見てからの判断としたいと思いますし、あと、確認しておきたいことが1点ございます。その制度であります4月以降実施されるとすれば、要綱について出来上がっているのでしょうか。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

まず、紙おむつの葛城市家族介護用品支給事業の要綱でございますが、今現在、作成したものを審査中でございます。まだ審査の途中というふうにお考えください。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいまの説明を聞いて、ご意見等ございませんでしょうか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 今、要綱まだ定まっていないということで、予算審議もまだということですので、こ

の委員会としては、4月の運用をちょっと見てから決めてもいいのではないかと思いますので、継続審査がいいかなと私は思っていますが、いかがでしょうか。

藤井本委員長 ただいま副委員長のほうから、継続審査ということのご意見をいただきました。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 そうすれば、慎重にやはり取り扱う必要というものがございますので、この件については継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんですか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 異議なしということでございます。令和5年請願第2号につきましては、引き続き継続審査とすることに決定いたします。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、(1)福祉総合ステーションの指定管理者の指定に対する附帯決議に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、昨年9月議会で附帯決議が可決されたことに伴って、改善計画が提出されましたので、その内容について説明を願います。

なお、お配りしている改善計画などの資料は一般に公開されている資料ではございませんので、取扱いにはご注意くださいをいたします。

説明、森井部長、よろしくお願いします。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

調査案件1番、福祉総合ステーションの指定管理者の指定に対する附帯決議に関する事項についてでございます。

本調査案件は、葛城市福祉総合ステーションゆうあいステーションを令和6年4月1日からの指定管理者として指定された社会福祉法人葛城市社会福祉協議会について、運営に関し、補助金を交付している立場として、市長は以下のことについて適切に措置を講じること。1番、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会の経営状況について、状況を把握した上で、経営改善計画及び組織改革を令和6年3月の令和6年度一般会計予算についての審議までに議会に示すことと、令和5年9月11日、葛城市福祉総合ステーションの管理者の指定に対する附帯決議をされました。このことを受けまして、令和6年4月1日からの指定管理者として指定する社会福祉法人葛城市社会福祉協議会についてでございますが、社会福祉法人とは社会福祉事業を行う民間団体と位置づけられ、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づいて設立されている公益性の高い非営利法人として、社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行っていたかなくてはならない法人でございます。また、理事によって構成される理事会は、業務の意思決定、理事の職務執行の監督、理事長の選任、解職などを職務とし、評議員会は、理事、監事、会計監査人の選任、解任、計算書類の承認、定款の変更等を決議事項としております。

次に、社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、これも社会福祉法に基づき設置されております。この社会福祉法人葛

葛城市社会福祉協議会の営業状況について、状況を把握した上で、経営改善計画及び組織改革案を令和6年3月の令和6年度一般会計予算についての審議までに議会に示すため、葛城市社会福祉協議会職員には、令和5年9月11日の5時間余りにわたって行われた審議内容を職員各自で視聴させた上で、葛城市社会福祉協議会に対しまして、経営改善計画及び組織改革を行うため、市としまして、社会福祉協議会の事業活動収支内容を事業ごとに分析し、社会福祉協議会職員に全員出席いただいて、市の職員と合同の会議を行うなど、これまで検討を重ねてまいりました。経営状況の問題点の洗い出しにつきましては、市長にも、洗い出し途中の状況についてご指示いただくとともに、市の職員からは、外部の目線で、相談業務の増加に比例して福祉サービス事業の増加が反映できておらず、職場内の連携が図れていないことによる業務の効率性についてなど、今回の附帯決議を好機と捉えて、議論を行ってまいりました。

今回、報告いたします事業改善計画は、社会福祉協議会全体の改善、市からの補助事業である法人運営などの地域福祉事業、市から委託しております受託事業関係及び葛城市福祉総合ステーションの指定管理事業の部分と、介護保険サービスと障害福祉サービスを行う福祉サービス事業について、事業改善計画を示しております。9月の委員会において、特に、ご指摘いただいた社会福祉協議会が行う介護保険サービスと障害福祉サービスを行う福祉サービス事業につきましては、社会福祉協議会職員と市職員との議論を行ったところ、民間事業所と違って社会福祉協議会だからこそ、市民のために困難事例を率先して受けるべき、しかし、困難事例を受けるためには、安定経営がなければいけないなど、活発で前向きな議論をさせていただきました。これらのことを踏まえて、現在行っているサービスで、経営上、利益の出るものだけにサービスを行い、出ないサービスをなくすのではなく、現在のサービスを市民に選んでいただけるサービスへ、マンパワーについても、各サービス間で協力し合うなど、今できることを改善し、従来、単年度黒字であった状況に3年で戻すための事業改善計画を作成しております。さらに、事業改善計画作成に当たりましては、課題と対応に加えまして、より具体的に実現するために、利用人数と金額は単純に計算することはできませんが、具体的な目標とする利用者人数及び金額を示させていただいております。詳細につきましては、社会福祉課、山岡課長より報告させていただきます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市社会福祉協議会から提出されました事業改善計画について説明させていただきます。少し長くなるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まずは、事業計画の全体像について説明いたします。1ページ目の初めにで、社会福祉協議会の大きな2つの事業であります地域福祉事業拠点と福祉サービス事業拠点の状況について示しております。特に今回一番の問題となっております福祉サービス事業拠点の介護保険事業と障害福祉サービス事業に関し、現在基金の取崩しを行わなければ運営が難しい状況について、それに対する危機感と、今後職員が一丸となって改革に取り組む旨を示しております。2ページ目からは、1番、社会福祉協議会の改善に向けた取組ということで、これは社

会福祉協議会全体に関する取組ということになるかと思います。そして、3ページ目からの2番、各事業の改善に向けた取組ということで、社会福祉協議会の2つの大きな事業区分である地域福祉事業拠点区分と福祉サービス事業拠点区分のそれぞれの各事業内容、それに関する項目等について課題を提示させていただき、それに対してどのように対応するかを示したものとなっております。経営に関わるものでだけではなく、社会福祉協議会で行っている事業全般の見直しともなっております。

それでは、順に説明させていただきます。2ページ目の1番、社会福祉協議会の改善に向けた取組です。こちらは、組織改革も含めた社会福祉協議会全体に関する取組ということになります。組織改革の推進ということで、課題として、法人として業務改善意識の向上をどう図っていくかを挙げております。対応といたしましては、これ職員体制の強化という観点からですが、社会福祉協議会の職員数は正職員、嘱託、再任用で25名、アルバイト73名の計98名の人員体制となっております。下表、カラーの表のとおり、年齢層は高くなっているような状況が見受けられます。その中で、職員の適正管理並びに職員研修の拡充による資質向上策の検討など、組織強化を図らせていただきます。また、職員の年代構成のバランス等にも配慮して、必要に応じた職員配置や新規職員の採用を行うところでございます。

続きまして、3ページ目、2番、業務改善意識の向上という観点からは、職員間でコミュニケーションツールを活用しながら、組織全体でリアルタイムに情報を共有し、組織全体で業務改善や経費の削減に努めるということでございます。3番、広報活動という観点からは、広報誌ゆうあい通信やホームページの内容充実を図りまして、情報の即時性や拡散性の高いフェイスブックやインスタグラムなどSNSも活用し、随時積極的なPRを行います。

続いて、2番目の各事業の改善に向けた取組ということで、社会福祉協議会の2つの大きな事業となります1番、地域福祉事業拠点区分と2番の福祉サービス事業拠点区分ごとにそれぞれの取組を示しております。1の地域福祉事業拠点区分ですが、これは①として社会福祉協議会自主事業、2番として受託事業関係、3番として福祉総合ステーションの指定管理業務の3つに分類して、取組を示しておるところでございます。

それでは、①番の社会福祉協議会自主事業関係として、福祉活動の財源対策です。課題といたしましては、近年では、会費収入及び寄附金収入が減少傾向にありますので、財源の確保というところを挙げております。対応といたしましては、会費については、未開拓であった各種団体に対して、加入促進を積極的に働きかけること。また、寄附金については、今回の活動を広報誌やSNS等を活用し、効果的にPRすることを挙げております。

続きまして、4ページでございます。ボランティア活動の推進でございます。課題といたしましては、若い世代のボランティア育成というところを挙げております。対応といたしまして、子どもの頃からボランティアを体験したり、また、ボランティア活動の参加のきっかけの場をつくって、ボランティア活動の魅力を広めていくというところで考えておるところでございます。

続きまして、災害ボランティアセンターの体制整備です。課題といたしまして、いつ災害が起きても不思議ではない中で、安全で真に被災地にとって有効な形で行われるよう活動環

境を整えることを挙げております。対応といたしまして、平常時から災害ボランティアセンターの設置運営訓練等を通じて、普及啓発、情報発信、人材育成などの取組を進めてまいります。この設置運営訓練のほうは、去る2月3日に実施しておりまして、この日に行いました災害関係の訓練といたしましては、午前中に、今申し上げました社会福祉協議会が主催の災害ボランティアセンターの設置運営訓練、午後には、市役所の生活安全課が主催の避難所運営訓練を共に福祉総合ステーションで行いました。午後からの避難所運営訓練につきましては、社会福祉協議会のほうは福祉総合ステーションの指定管理者の立場として、訓練に協力させていただいたところでございます。

続きまして、日常生活自立支援事業でございます。課題といたしましては、当事業の運営に当たっては、補助金や利用料だけでは料金が見込めないのが、財源の確保、事業の効率化を図ることを挙げております。対応といたしましては、奈良県社会福祉協議会への要望や、支援員の育成による人件費の削減を検討していくということでございます。この事業につきましては、登録をしている支援員の皆様に事業をしてもらっているのですが、スキル等の問題もありまして、なかなか本来の支援員だけでは事業を行うことができませんで、今のところ、正職員が随時関わっている状況というふうになっております。登録支援員が、職員の関わりなしで本来の業務に対応できるように、更にスキルアップを図りまして、事業全体として、この人件費を含めたコスト削減というところ、進めるというところで考えておるところでございます。

続きまして、5ページでございます。法人後見事業です。課題といたしまして、採算性が乏しく、安定した財源の確保は難しいこととなっておりますが、成年後見制度への需要はますます高くなっており、事業の推進がますます必要であることを挙げております。対応といたしましては、地域のつながりを生かしました継続的な支援を行い、また人材発掘や、人材育成による担い手不足の解消を図っていくというところでございます。

続きまして、福祉基金の運用でございます。課題といたしまして、地域福祉事業の財源として計画的に取り崩しておりますが、より皆様の理解と賛同を得られるような事業の推進が必要であるということを挙げております。対応といたしまして、市民への地域福祉への関心を高め、地域福祉事業への理解促進を図るということで、この福祉基金につきましては、市民の皆様からの寄附が原資となっているものでございます。例といたしましては、生前に社会福祉協議会の福祉サービスをご利用いただいていた方のご家族様が、社会福祉協議会の事業にご理解を示していただいて、寄附をいただいたというようなケースもあったと聞いております。このようなことも踏まえまして、寄附をいただける、いただけないというのは関係なく、そのようなご理解を示していただけるような社会福祉協議会の事業を推進するということが大切であるというふうに感じておるところでございます。

続きまして、2番目、受託事業関係として、葛城市からの受託事業の推進です。こちらは、市の地域包括支援センターからの生活支援体制整備事業等のこととなっております。課題といたしまして、各事業の目的に沿った事業の推進を挙げております。対応といたしまして、6ページにありますけども、前例踏襲的な考え方にとらわれることなく、成果目標を認

識し、効果的かつ効率的な事業の運営に努めていくというところでございます。

続きまして、奈良県社会福祉協議会からの受託事業の推進でございます。課題といたしましては、生活福祉資金貸付事業の相談受付窓口として、円滑かつ、適正な貸付けの推進を挙げております。対応といたしましては、貸付相談の背景にあります生活困難の解消であるとか、自立支援に目を向けまして、生活全体を支援する制度運営を努めるというところで対応として挙げております。

続きまして、③番、福祉総合ステーション指定管理事業関係として、葛城市福祉総合ステーションの運営です。課題といたしまして、これは経費の削減に関することですが、昨今の物価高騰によりまして、光熱費等、経費の価格高騰が続いており、少しでも支出を抑制できるよう取り組むことを挙げております。対応といたしましては、それがサービスの質の低下につながらないように考慮しながら、経費の見直しを図り、特に光熱水費については、更なる削減に努めるというところでございます。7ページに年度別の光熱水費の表を示しております。物価高の影響によりまして、令和4年度の電気・ガスの平均単価というのがかなり高騰しているというところが、見ていただけるかなと思います。

そして、令和3年1月から導入いたしましたコージェネレーションシステムでございます。このシステムは環境負荷の低いガスによって発電し、その排熱によって、給湯等に利用してエネルギーロスを軽減するというシステムとなっております。この供給するガス管につきましては、地震等に強い中圧管で送られてくるために、災害の際の停電時においても自立運転が可能であるというところで、福祉総合ステーションの施設各所に、停電の際でも電気を供給することが可能となっております。このシステムによりまして光熱費の削減という観点における導入効果なんですけれども、こちらにつきましては、福祉総合ステーションの休館であるとか、一部利用制限、また、光熱費の価格の高騰や価格の不安定さによりまして、正直なところ今の時点でどこまで効果があるのかというところは明確に把握できていない状況でございます。現状といたしましては、このガスの値上がり幅というのがかなり大きいため、これは社会情勢上仕方がない部分ではございますが、ガスコージェネの発電する効率としては、あまり効果が出ていないような数値として出ているというような状況をご報告させていただきます。今後、福祉総合ステーションの通常営業を行っていく中で、改めて効果のほどは検証して、経費削減につなげていくことができればというふうに考えております。

もう一つの課題としまして、これは利用者数に関することなんですけれども、令和元年度と比較をいたしますと、令和4年度は、入館者数、利益とも約半分までしか回復できておりませんで、安定した事業収入の確保というところを挙げております。対応といたしましては、もっと認知度の向上及び増客を図りまして、まずは各施設の利用者を元年度水準まで回復するように努めることを挙げております。下欄に年度別の各施設利用者数と、8ページに事業収入の一覧を示しております。やはりどちらも令和3年度が一番落ち込んでいる状況となっております。この7ページの各施設利用者数の表なんですけれども、一応今の令和5年度の見込みといたしましては、元年度と比較いたしまして、入館者数のほうは約82%、温水プールについては74%、お風呂については58%と、年度をまたぐごとに徐々に回復傾向がうかがえてい

るところでございます。来年度以降は、更に回復するのではないかとこのように見込んでおるところでございます。

続きまして、水泳教室の運営です。課題といたしまして、コロナ禍で水泳教室の休校や、新規の募集を休止していたことによる受講生の減少が売上げに影響しておりますので、新規受講生の獲得というところを挙げております。対応といたしましては、傾向として、区切りという小学校入学時点等々で継続して受講されることが多いので、単年度での回復というのは、なかなか難しいところで、継続して募集をするというところで、元年度水準まで受講者数の回復を図りたいというふうに考えております。下欄にクラス別受講者数と、9ページに小学校の学年別受講者数の表を示しております。

続きまして、食堂の運営でございます。課題といたしましては、利用者のリピート率を上げるように、メニューのマンネリ化を防ぎまして、原価高騰への対応並びに顧客満足度の向上を挙げておるところでございます。対応といたしましては、施設のイベント時などに限定メニューの販売や季節限定メニューの販売等に加えまして、恒常的な取組として健康志向メニューの販売など、食を通じて市民の健康づくりへの貢献を目指すというところで対応を考えております。今のところ、下に書いています企画案ということで、1番、子ども短期水泳教室の開催時にはハンバーガーなどのメニューを販売、2番として、低糖質などの健康志向メニューを販売、3番といたしまして、行楽シーズンには行楽弁当などの期間限定メニューを販売、4番、期間・季節限定ではやちゃんこ鍋コンテスト入賞メニューの販売、5番、ゆめフェスタなどのイベントでの限定メニューの販売というところで、1と5に関しては既に一部実施をしているところなんですけども、そのほかについても、来年度中には実施していきたいというふうに考えているところでございます。あと、ここにありますメニューの原価率につきましては、採算とのバランスも考慮いたしながら、やはり、ゆうあいステーションという公共の場の食堂ということも踏まえまして、皆様に食堂にもっと興味を持っていただいたりとか、また、喜んでいただけることを念頭に置いてやっておるところでございます。経営悪化のほうを招かないように、メニューの増加というところを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、10ページでございます。(2)番目、福祉サービス事業拠点区分として、こちら、社会福祉協議会のもう一つの大きな事業で、今回問題となっております介護保険事業と障害福祉事業となります。当事業を運営するに当たりまして、これは改めての再確認ということになろうかと思いますが、4つの項目を念頭に置いて事業を進めるというところでございます。そして下段にはそれぞれの運営状況につきまして、概略を示しております。このように現状になった要因の1つとして、介護・障害両事業とも、同様の事業所がほかにも増えていること、また、職員の高齢化というところも1つ原因としてあるというふうなことで、総論的に書かせていただいております。

あと、11ページでございます。こちら単年度収支状況及び介護事業所特定預金積立金増減額として、令和元年度から令和5年度の見込みを含め、それぞれ介護保険、障害福祉の事業別、そして合計として3つの表を示しております。一番下の表が、合計額の表となっております。

ますが、今年度におきまして、単年度収支差額の、令和5年度の見込み、一番下の表の②番目の令和5年度のところを見ていただきますと、1,786万7,502円の赤字見込みというふうになっております。そして、この単年度収支差額の元となる収入、収支についてでございます。直近の確定額となります令和4年度分、これ各表の、それぞれ事業ごとにこの表をつけておるんですけども、02の単年度収支差額の令和4年度の金額、今その隣の額を全ての内容において、口頭で報告させていただこうと思います。介護保険事業の分につきましては、令和4年度分、単年度の収入額は9,062万3,961円、また、支出額のほうは1億1,007万5,178円というところで、この表に示しております1,945万1,217円のマイナスとなっております。障害福祉事業分につきましては、単年度収支額6,369万6,315円、支出額のほうは7,016万6,395円で、647万80円のマイナスとなっております。その合計でございますが、令和4年度の単年度収入額といたしましては、1億5,432万276円、支出額については、1億8,024万1,573円でございます。この表、先ほど、隣の2,592万1,297円のマイナスという数字になっております。

それでは、12ページでございます。①番、介護保険事業関係でございます。ここからは、それぞれの事業に対する課題、対応のほか、事業ごとの単年度収支状況及び介護事業所特定預金積立金増減額、また1か月当たりの利用者数及び事業収入、そして目標とする1か月当たりの利用者数及び事業収入の表を示しております。

それでは、居宅介護支援事業です。この事業はケアマネージャーの業務の事業となっております。令和元年度、月平均186名だったのが、令和5年度で月平均209人となっております。こちらは大幅な増加となっております。また、こちら令和4年度の単年度収支、収入額は3,432万7,042円、支出額については3,888万7,550円で、456万468円のマイナスというふうになっております。課題といたしましては、介護保険事業全体の収入安定のために、社会福祉協議会内での訪問介護事業であるとか、地域密着型通所介護事業、デイサービスとの一層の連携を強化することを挙げておりまして、対応としては、各事業担当者へのアドバイスや提案を相互に行えるよう、事業所間同士の連携や関係性を、もう更に構築していくというところでございます。今後の目標としては、現在の利用者数を維持することを目標としております。

13ページでございます。地域密着型通所介護事業でございます。この事業はいわゆるデイサービス事業となります。令和元年度、月平均303.9人だったのが、令和5年度、月平均242.2人となっております。利用者数が減って、事業収入が減っております。コロナ禍で令和4年度中、事業所休止せざるを得なかった状況となったことであるとか、また、死亡者の方、入所者の増によりまして、利用者数の減少となったにも関わらず、新規の利用者を獲得できなかったというところが原因と思われるところでございます。

次のページになるんですけども、こちら単年度収支、収入のほうは2,870万5,523円、支出額については4,095万4,041円となりまして、1,224万8,518円のマイナスというふうになっております。

ページ戻っていただきまして、課題といたしましては、利用者目線に立った事業所運営が

より一層求められること、また、より多くの市民に当事業所を知ってもらう必要があるということを挙げておるところでございます。対応といたしましては、利用者や、他事業所等のケアマネージャーに積極的にアピールしまして、利用や体験につながるような働きかけを行います。その効果がありまして、以前は月一、二件の体験利用であったものが、最近では、10名ほどの体験利用していただく月もあるということで、それが利用のほうにつながっておりまして、収益改善の兆しも、こちらは見えているというようなところの報告を受けておるところでございます。今後の目標といたしましては、1日平均14名の利用を目標としているところでございます。

続きまして、14ページ、訪問介護事業です。この事業はヘルパー派遣の事業となります。令和元年度、月平均958.3人だったのが、令和5年度で月平均689.3人となっております、利用者数が減って事業収入が減っているところでございます。こちら、定期的な利用者の方の入所や死亡によって減少したことが、収入減少の原因となっております。また、登録ヘルパーの高齢化や減少から、全ての希望に対応できないことも問題となっております。こちら、令和4年度の単年度収支、収入額については2,759万1,396円、支出額については3,023万3,627円で、264万2,231円のマイナスとなっております。課題といたしましては、社会福祉協議会の登録ヘルパーの高齢化が進んでおりまして、今後安定して対応できるよう登録ヘルパーの確保を挙げておるところでございます。対応といたしましては、職員の研修や勉強会を積極的に開催いたしまして、個々のスキルアップに努めるとともに、ヘルパーの人員を確保するため、待遇や環境の見直しを行います。また、特定事業所加算を取得することで利用者に対する良質なサービスを提供する体制を整備するというところで、目標としては、この特定事業所加算の取得というところを検討しているところでございます。

次に、16ページ、障害福祉事業関係のうち、相談支援事業でございます。こちらは障害福祉サービスにおけるケアマネージャー業務と同様の事業となっております。令和元年度、月平均12.0人でしたが、令和2年度以降は月平均約18人程度で推移しておりまして、令和5年度もほぼ現状維持というふうになっております。こちらの令和4年度の単年度収入額については786万248円、支出額については906万2,169円で、120万1,921円のマイナスとなっております。課題といたしましては、相談支援は障がいのある方の一番身近な相談窓口ということで、これも社会福祉協議会の障害福祉のサービスでありますところとの連携を深めまして、一層強化を図るということを挙げております。対応といたしましては、社会福祉協議会の事業をより多く選択をしてもらうために、利用者のニーズを把握しまして、そのニーズに対応できるサービスを提案できるように、事業所間の相乗効果ということも発揮できるように、連携に努めるというところでございます。今後の目標といたしましては、現在の利用者数程度を維持していくということになっております。

続きまして、17ページでございます。居宅介護等事業で、この事業もヘルパー派遣の事業となっております。令和元年度の月平均は114.4人だったのが、令和5年度では、月平均144.1人となっており、利用者数はかなり増加しておるところでございます。こちら令和4

年度の単年度収入額は685万4,657円、支出額については473万9,728円で、211万4,929円のプラスとなっております。課題といたしましては、こちらもヘルパーと同じなんですけども、今後安定して対応できる登録ヘルパーの確保というところと、対応といたしましては、同じヘルパーというところで、待遇環境の見直しというところを挙げておるところでございます。こちら今後の目標といたしましては、現時点で見込めている増加分を含めまして、利用者数を維持していくというところを目標としておるところでございます。

続きまして、18ページ、生活介護事業でございます。この事業は、障がいを持たれている方で、常に介護を必要とする人の日中活動の場の提供となります。令和元年度、月平均215人だったのが令和2年、令和3年は少し減少しまして、令和5年度で月平均209.8人となって、減少ながらやや持ち直しているというような状況が見受けられると思います。ここについては、作業所というところで昔あったんですけども、その頃から長きにわたって、利用されている方にとってはこの事業所が心のよりどころとっていただいているところもありまして、これまでどおり、またこれまで以上の支援の継続が必要というところになってくるかと思います。令和4年度の単年度収支額につきましては、2,921万8,851円、単年度支出額は3,087万3,437円で、165万4,586円のマイナスというふうになっております。課題といたしましては、様々な事例に対応でき、また、利用者目線に立った、選ばれる事業所運営を行っていくことを挙げておりまして、対応といたしましては、こちらも障がいのサービスの中の連携をしまして、また、各種研修等を行って職員のスキルアップに努めまして、利用者、また、ご家族の方のニーズに対応する努力をしていくと。そして相談支援員をはじめ、養護学校等の教育機関、福祉関係事業所とのネットワークを広げまして、体験利用や新規利用者の獲得を図っていくというところでございます。今後の目標につきましては、新規の利用者に来ていただきまして、継続的に利用者数の増加を目指すというところでございます。

続きまして、19ページ下、放課後等デイサービス事業でございます。こちらは就学中の障がいを持つお子様に対しての放課後・休暇中における支援のサービスとなります。令和元年度の月平均は189.2人だったのが、令和4年度におきましては、月平均152.8人と、大幅に減少となりましたが、令和5年度には170人と、やや持ち直しております。令和4年度の単年度収入額については1,976万2,559円、支出額につきましては2,549万1,061円で、572万8,502円のマイナスとなっております。課題といたしましては、近年事業所が増加している中で、やはりここも利用者様から選ばれる事業所になることが必要でありまして、利用者様の発達特性や性格等に応じた支援方法について検討を重ねまして、利用者目線に立った事業所の運営が必要ということを挙げております。対応といたしまして、障がいを持つお子様、また、家族の方に寄り添いまして、健やかで安心して成長できる場所となるように、利用者の特性に合わせた発達支援やプログラムを実施していくというところでございます。また、こちらも、ネットワークのほうを広げながら、体験利用・新規利用者を増やしていくというところでございます。今後の目標といたしましては、新規利用者に来ていただきまして、継続的に利用者数の増加を目指すというところでございます。

そして、21ページでございます。この福祉サービスの事業全体といたしまして、福祉サー

ビス事業拠点、単年度収支及び介護事業所特定預金積立金増減目標額ですが、下の決算見込額及び決算目標額一覧の表の2番目、単年度、先ほどの収支差額のほう、令和5年度については1,786万7,502円のマイナスがもう既に見込まれているところでございます。この金額については、単年度収入見込額として1億5,750万6,265円、支出見込額として1億7,537万3,767円と見込んで算出された額となっております。令和6年度からの単年度収支差額の元になりますこの収入・支出見込みの算出に当たりましては、やはり人件費であるとか、サービスの単価でありますとか、物価等々と様々な要因がありまして、きっちりとした算出のほうは困難となっております。よって、この当該年度の各事業の目標とする事業収入、それを合計した金額を前年度の単年度収支差額に加えた金額としておりまして、各事業の収支を積み上げた額として示させていただいているところでございます。単年度収支といたしましては、令和6年度はマイナス901万3,902円、令和7年度は359万2,302円まで減らしまして、令和8年度には、何とか182万9,298円の黒字に持っていくということで、これから3年かけて、経営を立て直す計画としておるところでございます。収入の増加を見込んでいる理由といたしましては、この介護業界、当然取り巻く状況も厳しい部分もあるかと思いますが、会議の重ねた結果、組織内の連携不足等による原因も見受けられておるところでございまして、既に先ほども申し上げましたように、デイサービスにおいては、その改善の成果も出ている状況となっております。ほかにも連携不足等による現場サイドでの問題が要因と考えられるものもありまして、まずは組織内の改善による収入増加というところを第一に考えているところでございます。その下の介護事業所特定預金積立金についても、令和8年度からは、何とか積み立てられるように進めてまいりたいと思っております。目標推移額については、今後の積立残高の見込みとなっております。

続きまして、最後のページ、改善計画の策定に当たったということで、こちらは全文読ませていただきたいと思います。本改善計画の作成に当たって、職員全体会議、また関連事業所ごとに会議を重ね、それぞれの部署での現課題の洗い出しや改善策について、現場から率直な話合い、意見交換を行いました。会議では、部署内での課題の共有や事業所間での連携が今まで不十分であったこと、また、コミュニケーション不足が改めて反省すべき点と判明いたしました。このことを踏まえ、今後は定期的な会議を行い、職員間での積極的な意見交換、提案、情報共有の機会を設けてまいります。今後、当会が経営的に安定した基盤を持って福祉事業の運営を展開し、また、社会福祉協議会職員全員が福祉に携わる者として、姿勢、自覚を再認識し、変容する福祉情勢に適應できるよう研さんを図り、市民皆様が地域での暮らしにおいて、自分らしく安心して幸せに過ごしていただけるよう支援することを使命とし、適正で効果的な福祉事業に取り組むことについて念頭に置き、心を引き締めてまいりますというところでございまして、以上が、葛城市社会福祉協議会から提出されております事業改善計画の全てとなります。

なお、お手元にはこの計画の一部詳細内容ということで、追加の資料をお渡ししております。1ページ目は、社会福祉協議会の組織図、2、3ページ目は水泳教室について、4、5ページ目は食堂のメニュー、6ページ目は、県内各市の事業の実施状況及び共同募金実績額

となっております。

最後に、私ども担当課といたしましても、この社会福祉協議会に補助金を支出、また、福祉総合ステーションの指定管理業務を委託する立場を踏まえた上で、この事業改善計画に関わらせていただいたところでございます。この計画作成の過程におきましては、本当に現場サイドでは、職員同士が本心で話し合いをし、時には激しい意見のぶつかり合いも正直ございました。そういう紆余曲折しながら、この計画に至っておるところでございます。実際、まだまだ、これ話し尽くせていないというところもあるかと思います。また、この計画につきましても、このようにお示しいたしましたが、この内容につきましては、まだまだ具体性に欠けるところもありまして、また、数字目標としても、明確な根拠があって示されていないものもありまして、こちらについては様々なご指摘もあろうかと思います。特に問題となっております福祉サービスにつきまして、経営の安定を図る上でも、これ絶対必要な利用者数というのは当然出てまいります。しかしながら、部長も申しましたように、やはり社会福祉協議会の使命といたしまして、そこは採算を度外視して、どの事業所も受け手がないような困難事例ということを受け入れていくということも必要であるかと思ひながら、やはりこの経営と社会福祉協議会の存在意義とのバランスというところの中で、全てを明確に示していくというのは、本当に難しいことではないのかと考えております。この計画で、お示してきていない具体的な内容につきましては、現場においてこれから更に話し合いの方を重ねていただいて、もっと様々なアイデアを出していただいて、結果としてお示しいただきたいというような形で、みんなにお伝えしております。当然、経営を安定させることは、一番に考えるところなんですけども、ここを新たなスタートといたしまして、まずは社会福祉協議会が、今まで以上に、市民の皆様に、一生懸命頑張っているやないかと感じてもらえるように、また、関わりを持っていただいている人に心からありがとうと言ってもらえるような、そんな社会福祉協議会を目指し、気持ちを新たに取り組む決意ということを示されておるところでございます。我々担当課としても、惜しみない協力のほうをしてまいりたいと思っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ご苦労さまでした。昨年9月議会の附帯決議に基づいて、この改善計画書を提出されました。その事業改善計画について、ただいま説明をいただいたわけでございますけども、質問等、受けたと思います。

何か質問ございませんか。

増田委員。

増田委員 非常に実態を把握していただく機会を、こういう附帯決議の中で改めて自らの状況の反省点等々を洗い出していただいたという、そういう報告になるのかなというふうに思います。この厚生文教常任委員会で、指定管理者としての指摘をしたということかなと、私、そういうふうに理解しているんですけども、この別の資料でつけていただいていますように、会長がおられて、副会長がおられて、常務理事という役員がおられると。常務理事ですので、常にご出勤されている管理職の方がおられるんですね、役員が。事務局長がおられて、総務課、

介護福祉課と、こういうふうにきちっと組織化されているということをちょっと改めて私、こういうきちっとした組織になつとんねんな。先ほどこっちと最後のところで述べられたように、今後は定期的な会議を行いと書いとるんですけど、これ読んだら、定期的な会議、開いてはらへんのかなと素朴な疑問をちょっと抱きました。会長、副会長おられて、常務理事がおられて、理事が14名おられてと。私の記憶ではこの14名の中には、議長、議会からも理事としてこの理事会に出席をされておられますので、ここであまり議会の中で、ちゃんと議長が理事として出席しておられて、理事会の中でどういうふうな意見交換があったか、私も出席したことないので分かりませんが、いろいろとその都度その都度、年に1回の、年に1回じゃないですか、ちょっと分からないですけども、その中でいろいろと、私はいろんな、今日に至るまでの間、何らかの意見、問題指摘等も、私はあったんじゃないかなというふうに推測いたします。また、その下に評議員24名、これの中には、ここは私ちょっと経験あるんですけども、厚生文教常任委員会の委員長が評議員として24名出席をしておる。この中でも、ご意見をする機会が、私は、ちょっと出席したときの記憶はあまりないんですけども、さらに、幹事2名がこの組織に対して監査をしておられるということで、非常に今までこういう体制の中で、それなりの意見等もあったかと思うんですけども、そういうことがあった中で、今日こういうふうな問題指摘が議会のほうからあるというのが、ちょっとそういう意見を反映できなかったんかというところがちょっと素朴な疑問としてあるんです。ここでこういう、議長に対して、そのときのことで、それから監査委員も横におられますけども、そういうようなところで、そういうふうなお話、指摘があったのかどうかということも、ちょっとこの機会に教えていただきたいなと思います。

藤井本委員長 これについては、常務理事、今の質問の中で理事会、また、評議員会というんですか、そんな中で様々な意見があったであろうというご意見でございますけども、それについて答弁できますでしょうか。まだ出ていないのかな。何回か出ていますよね。そういった指摘があったのか、なかったのかという、どんな指摘があったというんじゃないかと。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

今、増田委員のほうからご質問あった件なんですけれども、私も去年からということで出させてもらっておりますけれども、会議自体、ちょっと私の記憶の上での話になってはいけなないので、ちょっと議事録を見まして、その辺で回答、またしたいと思いますので、今ちょっと明確な回答はちょっとできないというふうにご理解いただけたら。

藤井本委員長 せっかくの質問ですから、私も出させてもらったことあるし、監査委員としても何回かも出ております。もちろんその役目として意見はしておるところですけども、ほかの理事とか、ほかの方もおられますので、皆さん方のご意見も聞きながら、意見をしているというところですよ。ほかの方も意見をされている。

増田委員。

増田委員 私は何が言いたいかというと、葛城市社会福祉協議会という、そういったいろんな方々、理事14名という体制の中で運営をされておるという組織に対して、私どもがどこまで踏み込

んで、そういうものに対してご意見を求めるのかというのが、越権行為じゃないですけども、やっぱりその組織の中で、私しっかりと会長、コントロールといいますか、ガバナンスの確立をしていただくことが懸命かなというふうに思うんです。担当の常任委員会ですので、不自然な点は不自然ですよということは申し上げることも立場上はあるかとは思いますが、まずは、この組織でそういう意見をしっかりと受け止めていただくということから、もう一度この体制、ガバナンスの強化を図っていただく会議をしっかりと開催していただきたいなというふうに、ちょっと立場、偉そうに言うて申し訳ないですけども、お願いしたいなと。それが本来の体制の確立じゃないですかね。ちょっと会長、ご答弁いただけますか。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 市長としてこの場に出ておりますので、社会福祉協議会の会長をしておりますけども、その立場では、ここでは答弁はできないと感じております。委員ご指摘のように、社会福祉法人でございますので、その決定権は理事会にございます。そして最高責任者は理事長という形になっておりますので、内容につきまして、社会福祉法人ですので、利益を追求する団体ではございません。地域福祉を支える団体でございますので、それに対する活動の内容、営業の内容等につきましては、その理事会での審議が一番になっております。委員皆さん方の意見をお聞きいたしましたので、それは社会福祉協議会として真摯に受け止めるようにしてまいりたいと、考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 よろしくお願ひします。私この最後のページの策定に当たってというふうに書いています。これ、最後にこんで終わつとる。言葉で終わつとる。最後、誰ですか。誰書いたん。文面見ていたら、職員の意識改革で止まっちゃっているのかなと。組織の強化とかというところまで至っていない。先ほど山岡課長が説明していただいたように、私の耳に入るのは、山岡課長と、それから森井部長が2人、出向いて行って、ここの職員といろんな腹割って話して、ああやこうやという議論をまとめた資料みたいな受け止め方をしたんです。文面とかいろいろ。それはないよと、ちゃんと体制があるんだから、それを職員のみんながもんだこの結論、改善計画を理事会に上げていただいて、臨時理事会でも開いてもうて、こういう改善計画を立てましたと、これを議会に提出しようと思いますという過程が、どうも通っていないんじゃないかな。そういう癖じゃないですけども、組織に改めていただくということも必要じゃないかなというふうに思いますので、ちょっと言い過ぎてごめんなさいですけども、私の思いでございます。よろしくお願ひします。

藤井本委員長 この改善計画書については、議会から、9月議会、長く時間をかけて審議をした中で、最終議会から附帯決議として受けて作成をしていただいておりますので、出発点はそこにあるということの認識の下で、これから進めてください。

ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 増田委員の発言とちょっとかぶるところあるんですけども、まず、そもそも葛城市社

会福祉協議会の事業改善計画、これ、どのレベルの方がつくられたのか。これは社会福祉協議会ということで出されていますので、どのレベルで、例えばこの組織図でいうならば、理事から評議員、事務局長、並んでいるわけですがけれども、どのレベルの方でつくられたのかということを1点聞かせてください。

2つ目なんですけれども、そもそも、これは指定管理というのは地域福祉拠点のほうのサービスですよ。サービスというか、そっちの事業ですよ。地域福祉事業ですよ。今問題となっているのは、福祉サービス事業として非常に赤字がずっと続いていると。基金の取崩しが非常に大きいものがここ数年続いているので、基金が激減していると。このままいくと、福祉サービス事業のほうで、これが赤字に転落してしまう、もしくは破綻してしまうと、こちらの言っていた指定管理のほうの委託もちゃんとできるのかということに心配して、今回この議論になっていると思うんですよ。ということは、やはり福祉サービス、いわゆる事業社協のほうをどう立て直していくかということが、中でしっかりと聞かせていただけると、委員会としても納得できると思うところだと思うんです。これって、この内容を私も確認させていただいて、非常によく頑張ってくついていたと思うんですよ。先ほどちょっと聞いて、どのレベルの方がつくられたのかということに関しては、また答弁いただきたいんですけれども、しっかりと課題が出て、対応が出て、これで多分終わりではないと思うんです。これを行動計画にどう映し込んでいって、各社会福祉協議会の職員、アルバイトの方々、ヘルパーであったりとか、いろんな方が、ケアマネージャーの方とかいろんな方が、これを計画に基づいて努力をされて、黒字化していくというふうにされると思うんです。ただ、これ計画を見ていて、黒字ができない事業というか、これ到底この予測でも難しいであろうという事業もあるわけですよ。これって、どのレベルの方がつくったかによるんですけれども、そういった検討が全くなされていないんですよ。これ事業社協の部分ですから、やるやらないは、社会福祉協議会のほうで決定できるわけですよ。この事業をやります、例えばケアマネージャーやります、ヘルパーやります、デイサービスやりますということは決めれるわけですよ。そこについて、どこまで切り込まれたのかということ、まずお聞きしたいんです。というのが、ずっと不採算が続いている事業の継続をやると、やるやらないを決めれるのは、私現場では決められないと思うんですけれども、その辺り、どの辺りが判断されて、どこまで踏み込んでここ、今回、つくり込まれているのかということ聞かせていただけますでしょうか。以上2点お願いします。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 ただいまご質問いただきましたどのレベルでつくったか、判断につきましては、会長、そして常務理事のほうにも入っていただきまして、この計画のほうはつくっております。直接、作成しているということにつきましては、私どもも入らせていただいておりますので、相手としては事務局長以下、職員たちで集まってつくついただいているのを確認しております。それから、今現在の赤字部門の部分、先ほど私、最初にも申し上げましたが、社会福祉法人社会福祉協議会という、社会福祉事業を行われる、中でも特に社会福祉法人であるということを踏まえまして、今現在やっておられる事業、まず、私どもチェックしたの

は、黒字やった時期、平成28年頃が黒字だったんですね。極端に赤字が出ているのは、令和2年以降です。コロナが始まったとき、これは、先ほど介護保険料でも説明しましたが、令和2年からは、やはりコロナの影響が大きく出ております。ただし、それでも、そこまで少し赤字が出ていた部分も含めまして、どうやって改善していくのか。まずは、事業をそのまま当然、社会福祉法人としての役割がありますから、赤字が出る部分もあると思います。でも、全体として黒字化していた時期がありましたので、まずは今、この計画をつくるに当たりましては、今ある事業を一旦見直ささせていただいて、その次のステップとして、どの事業をとという考え方でこの話は打合せをさせていただいていたところでございます。

そういった意味では、基金の減少というの、前回9月に一度お示しさせていただいたときにも、令和元年までは、基金の減少というのは、令和28年はプラス500万円、基金積んでいます、その後、300万円、400万円、200万円というふうなマイナスが出ている状況で推移してきたのが、令和2年には一気に1,000万円以上の赤字が出たという状態になっておりますので、基金の積立てに関しましては、そういった部分も含めまして、今回、先ほど申し上げましたように、まずはサービスそのまま、どこまでできるかというのを進めた上で、次のステップだと考えます。

以上です。

(発言する者あり)

森井保健福祉部長 そうです。コロナ禍前の数字にまず戻して、その上で黒字化を目指す形を取っております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今部長から答弁いただきました。この組織図に基づいて、会長、常務理事も含めてしっかりとこれはつくり込んだということで確認させていただきました。であるならば、正直申しまして、その辺りのきちっと話合いというか、そもそも計画というのは、上位の計画といえますか、大きな意思が、一番上のものがあって、葛城市でいうならば総合計画があって、総合戦略があって、それにいろんな計画がぶら下がって、施政方針があって、予算がつけられてというふうになっていくわけですよ。これを見ていると、あんまり何かそういうふうになっていないというか、細部のことばかりを、どちらかというと事業所の職員とか、部内であるとか、部をまたいでの会議とかをして、ある程度調整が図られて、これがつくられたのかなというふうに私感じたんです。そもそも、先ほど増田委員からもありましたけれども、議長、私も昨年、理事の立場でこの会議には入らせていただきました。そのときに、初めて決算書類を見させていただいて、驚いたわけですよ。こんな基金の取崩ししていて、これ民間やったらもう潰れるじゃないですかというようなことは、先ほど副市長は、議事録を確認してというふうにおっしゃいましたけれども、私はそういうことを感じたことは、いまだに記憶に残っているわけです。それを何とか改善して、今回、いい形で調査案件というものをしっかりと委員の皆様を確認させていただいて、この後予算をちゃんと通さんとあかんわけじゃないですか。予算でもしっかりと審議せんとあかんわけじゃないですか。に当たっては、

やはり私、先ほど市長は、自分は会長としての立場できていないというふうにおっしゃいましたけれども、やはり会長としての思いがここで伝わらなかったら、それは難しいんではないかなというふうに感じるわけですよ。特に、会長は市長で、先ほど増田委員もおっしゃいましたように、常務理事というのは通常、組織の日常業務を管理、監督する人ですよ。つまり、常務というのは、常勤みたいなもん、常勤といいますか、そこにやっぱり常にいて、確認していくというのが普通だと思うんですよ。にもかかわらず、市長、副市長がこれをしていて、経営的な判断ができるのかということから、まず今回、踏み込んでいかなかったら、私はもうあかんと違うかなというふうに思うんですよ。それを決められるのは、やはり会長であったり、常務理事であったり、そして、少なくともこれは理事会にかけて、そういったものをつぱりやっていくということが必要かと思うんですけども、その辺りでできているのかというところの確認をさせていただきたいです。

(発言する者あり)

藤井本委員長 附帯決議については、経営改善計画及び組織改革案をこの一般会計予算までにお示しくださいと。だから、それに対する意見を議会から申し上げているわけで、報告されているということについても認めますけど、質問についてもおかしいものとは思っていません。ただ報告したらええというだけのもんも。

阿古市長 組織改革案を出しなさいでしょ。

藤井本委員長 議会に出しなさいですから、それに対する質疑、質問を。

阿古市長 そやから、出しましたやん。

藤井本委員長 それは、ちょっと待ってください。それは、出した以上、こうやってきちっと出されている以上、議会としても確認をさせていただくというのは、これは民主主義の中で当然のことで、出せと言われたら出しました。

阿古市長 説明させていただきましたやん。

藤井本委員長 説明をして、その説明の中で納得していこうというのが、この委員の中の気持ちですから、ここは、これが市長という立場なのか、社会福祉協議会の会長という立場とかいう話がありますけども、そんなん正直なところどっちでも私はいいと思うんですけど、これ出されて、議会人は、議会の者は、議員はこれを出されました。それについて質疑をするというのは当然やと思います。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時35分

再 開 午後5時05分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど梨本委員からの質問に、ご答弁をお願いいたします。

阿古市長。

阿古市長 本来でしたら、こちらは行政の長としての答弁をさせていただくところですねけども、あえてということなので、その辺は融通を利かせまして、社会福祉協議会の会長として、お話をさせていただけたらと思います。

今回ご指摘いただきまして、改善計画等を作成いたしました。これは、社会福祉協議会の事務方と、それと行政サイドの事務方が相談をした中での作成をいたしました。そして最終的に、会長としてその資料を確認させていただいたという手続でございます。ですので、委員ご指摘のように、理事会を通してというわけではございません。ただ、今回のこの改善計画等は、当然、社会福祉協議会として作成したものですから、これから開くべき理事会に目を通していただきます。そして、その場でもご意見をいただいて、最終的に、やはりこういう形で頑張っていきましょう、もしくは、それに更に付け加える部分があれば付け加えて、社会福祉協議会としての改善策をしていきたいという考え方をっております。委員ご指摘のように、社会福祉協議会は、奈良県では珍しく、3つの部門を持っております。1つは、ゆうあいステーション、これはもう福祉総合ステーションです。そちらのステーションの指定管理を受けております。そちらのほうに関しましては、社会福祉協議会は全く利益を得ない形を取っております。ですので、運営といたしましては、ボランティアの方々に手助けをいただいての運営を、プールですとか、食堂ですとか、それと公園管理ですとか、非常に大きい施設ですので、福祉施設としての指定管理をボランティアの皆さん方にお手伝いをいただきながらやっているところでございますので、かかった全ての経費は、光熱費と水道費と全ての経費と、それと売上げとを差し引いたものをいただいているという形を取っております。ですので、社会福祉協議会には全く利益のないシステムを取っております。

それと本来、社会福祉協議会としてやるべき事業、総合福祉として社会福祉としてやるべき事業、こちらのほうはどこの自治体も持っておられます。その部分については、財源といたしましては、会費、寄附金、それと募金、市の補助金、それと受託金という形での運営をいたしております。ですので、ほかの市町村を見ますと、大抵、四、五千万円のお金ですとか、いろんな形での支出をされている事業でございます。福祉事業ですので、当然利益はない部分ですので、当然のことなんですけども。

それともう一つ、これが、私どもが持っておる非常に特殊な部門で、事業社協と言われている部門です。福祉サービス部門です。こちらのほうの立ち上げのいきさつは、もう私自身はその当時は議員ではありませんでしたので、これは推測と、もしくは過去の人たちからのお話を聞いた中での話になるかと思いますが、まだまだ福祉総合ステーションを立ち上げたときには、まだ介護保険そのものが出来上がっていなかったときに立ち上げておりますので、まだ処置と言われた時期です。ですので、地域で大変な方々をどう支えていくのかという形の中で進めてきてた事業でございました。それがあって、ある一定の時期からは介護保険制度にのっとった事業に変わりましたので、これは非常に利益を生みました。と申しますのが、民間の会社がまだ手をつけていない時期であった。今ですと、非常に民間事業者が、高齢者福祉の部門、障害者福祉の部門ともに増えておりますので、サービス自体が向上といえますか、広く行き渡ってきた状態で、独占的にやっていた時期とはまた違う経営の仕方に変わってきているというところであります。ですので、その辺が利益率等が落ちてきた大きな要因であると認識をしております。その中で、部長が代弁して話したんですけども、本来、社会福祉協議会として利益が乗らなくても、これは非常に利潤が取りにくい方々に対するサービ

スも、実は、その事業社協の中でさせていただいているということも事実でございます。特にその部分で採算が乗りにくい状況になってから、コロナが拍車をかけたというのが、令和2年からの状況でございます。これは、どこの福祉事業所、高齢者福祉も障害者福祉もそうなんですけども、コロナ禍における事業運営というのは厳しい状態であるというのは事実でございます。まず、そちらのほうのコロナ禍以前の状態に戻すことが必要であろうという認識を持っております。そして更にそこに付け加えて、どう事業を継続していくのかという判断になっていくものやと考えております。意外とハードルはそんなに高くないという感覚は持っておるんですけども、その辺をこれから細部にわたって詰めていく、今回、短期間にわたってです、提出させていただいたこの改善計画を更に深める形での理事会でのご議論もいただきながら、現場との職員とも意見調整をして、取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

非常に社会福祉法人というのは特殊な法人でございます。民間でありながら、これは出資金という資本金という考え方ありません。それを運営しているのは、基本金という考え方です。ですので、当然、民間会社、株式会社ですと出資割合で株券が与えられて、株券にのっとった権利が、発言権等の権利が発生するんですけども、それが全くない形になります。あくまで寄附の財源でもって施設を立ち上げ、増設して、サービスを維持していくという形になっておりますので、これ解散したら、その財産全てが国庫に戻ります。国のほうに戻るようなシステムでございますので、出資した金額に沿っての権限というのは全く存在しない、理事会が全ての権限を持ってやる組織でございますので、その在り方についても含めて、最終決定権は理事会が持っているという形のものでございます。委員皆さん方、非常にご心配いただきまして、この社会福祉協議会のご理解も非常に深くなっていただいているということには、心から感謝を申し上げたいと思います。皆さん方からいただきましたご意見を更に深める形で議論を深めて、社会福祉協議会が、これからも葛城市民にとって、非常にありがたいと言っていただけのような組織体系を続けてまいりたいと考えておるところでございます。大体以上で答弁になりましたでしょうか。どうもありがとうございました。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 では最後に、私の考えている意見だけ、大体市長、会長の立場でいろんなことをお話しいただきました。今回議会で、これ議論しているのは何かというと、そもそも指定管理者として、指定管理をする立場として、安心できるのかというところの担保さえいただければ、私はそれでオーケーだと思うんです。あとは予算特別委員会のほうで審議していただく話だと思います。実際に会長の口から、私はできたら、任せてくださいと、私、会長として、しっかりこの社会福祉法人、黒字化していきますと、事業社協のほうも含めてしっかりと見ていきます、任せてください、安心してくださいと言っていたら、もう私は、よろしくお願ひしますと、これで終われるんですよ。ですから、少なくとも、この21ページの令和4年度末残高、一番下の金額、これ8,100万円。これが、もう本当に激減してこの8,100万円になってきているわけです。今年度の見込みも、ここからまた更に2,000万円近く下がり、6,200万円なるわけです。じゃあ、指定管理は5年するわけでしょう。5年するうちの、

これ1,200万円ずつ減ったら、もう赤字になっちゃうわけですよ。そうすると、事業社協として立ちいかなくなってしまう。当然、先ほど市長がおっしゃったように、事業社協は社会福祉法人として利益の出るところばかりやっているのと違うと。そうじゃないところもちろんとケアしていかなきゃあかんのやと、この気持ちは私も当然分かります。しかしながら、民間と張り合っているところもあるわけですよ。デイサービスにしても、ヘルパーにしても、ほかの民間企業はみんな利益出しとるわけですよ。ですから、そういったところも含めて、しっかりとこの計画に従ってやっていただけるものと私は信じておりますし、それが、今後、そういったところの、先ほど部長のほうから、こういったものを今のところ削るとか、削減するとか、そういうことはなく、まずは様子見てくださいと、1回見させてくださいということですので、それも承知しました。しかしながら、そういった判断をできるのは、やはり理事会であったり、会長、もしくは常務理事、そういった立場の人以外は、そういう経営判断はできないわけですから、そういった方たちもしっかりと経営的な観点を持って、中に入って、しっかりとこの計画書を進めていくということをお願いして、私の要望だけ伝えさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 事業社協のほうはもう、取りあえずこれは頑張って出していただいたと信じて僕は見ていますけども、事業社協のほうも、取りあえず横との連携がこれ逆に数多くやっていただけるのが、横との幅が広がって、逆にこれが荷物になるのか、特異点になるのかはちょっと僕よく分からないですけども、取りあえずコロナというのが一撃効いていると思うんです、やっぱり。ただ、その前に戻す努力は、出していただいた限りは、これ、理事者の方から説明があって、僕ら、理事者の説明で受けているわけですから、今後も見守っていく必要があると思うんですけども、これ、がつつり中に入れとは思わないですけども、これを、今市長おっしゃったように理事に上げて、これから細かい分析や足すのは足してとやっていかはるんですけど、これ、続きは誰が管理というか、見張るんですかね。理事者サイドというのは、全く見ない。ちょっとそれが1個目。

2個目が事業社協のほうは、取りあえず様子見なければ、僕何とも言えないです、これ。先ほど最初の説明もあったように、根拠のない数字が当てはまっている可能性もあるっちゃあります。薄いかないとも思ったりもしますが、初めての試みなので、議会がここまで足突っ込めるのが僕はちょっと前進やと今のところ思っているんですけども、事業社協のほうは一旦置いておいて、僕はやっぱりプールやらあっちですよ。福祉総合ステーションのほうのことをお話、ちょっとお聞きしたいんですけども、やっぱりこれもコロナの打撃は受けているだろうと思うんですけども、前ちょっと僕言わせてもらったんですけど、対応のところでほとんどSNSやホームページを活用していて、これ、どこの会議でもこれ書くんです、取りあえず。それは分かるんですけども、今もやられているわけじゃないですか。それをどうバージョンアップしていくかというのが大きな課題になってくると思うんですけども、今

1個じゃないですか、社協のSNSって。前も僕ちょっと打合せで言わせてもらったんですけど、事業社協のところの福祉総合ステーションのSNSを分けて、水泳教室であったり、あっちのコナミのほうやったら、水泳とかでもいっぱいじゃないですか。でもこっちは、今、現在どういう状況か分からないですけども、やっぱりそれはこういう教室をやっています、子どもらに。だから、これコロナの前に戻すという前提の話で、子どもたち、こんなんやっていますというのとか、例えば食堂であったり、メニューを斬新なものにするとかいうのも、事業社協とごっちゃにして、よう分からなくなるような気がするんです。公園であったり、さっき市長おっしゃったみたいに、会長になんのかよく分かりませんが、広告代理なことでもやっぱり季節によっていろんなことが変わってくる。それに合わせたメニューが出てくるといってお話と僕はこれは理解しているんですけども、そこを分けて、SNSやら、ホームページはちょっと分けられないか分からないですけども、そういった改善を具体的に現場の方々とできるのかという話やし、出てくるのか、今だって言うたことも、現場の方にそうしたほうがいいんじゃないと言ったときに、そのほうがいいですねだったら取り入れてもらえるわけじゃないですか。それを任せているのは分かりますけども、やっぱり議会が聞いた限りは、いろんなアイデアとか提案とかも前向きにやっていきたいんですけども、そういったことはできるのか、この2つですよね。ちょっとこの2つは、これを誰が見ていくのか。どういうシステムになっているのかと、福祉総合ステーションのほうをどういった広告活動をしていって、どういった改善をして、こっちのほうが多分、僕、コロナ前に戻すのは簡単やと思うんですよ、正直。でもそれは、最低限できる、努力でできるような気がするんです。その辺のちょっと答弁だけお願いできますか。できたら。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。私のほうからは、今の広報的なSNSの発信という部分についてのお話をさせていただけたらと思います。

SNSのほう、今現状やっている中でどうしていくのかというところで、2つのアカウントを使ってやっていくというようなご提案いただきまして、本当にいいアイデアなのかなとか思いながら、いろいろ社会福祉協議会のほうとも本当に密に相談しておりますので、そんな話もしていたんですけども、2つ持っていることが、逆にどっちかだけしか見てもらえないかなとか、ちょっとそういう心配とかも考えていたようでして、検討のほうはしている中で、もし2つするんだったらどういうやり方があるかとか、やっぱり1つのほうがいいのかとかというようなところは、ちょっと検討をしながらというところと、やっぱりSNSの更新回数というところが、やっていかないと見ていただけないという意識は持っておりまして、今のところ地域福祉のほう、そちらのほうは結構更新が多様にあるんですけども、今の水泳教室であるとか、メニュー、食堂のほうであるとかの発信のほうをもっと増やして、本当に見たらいろんな情報が載っているなというようなところで、まずは考えさせていただいて、あとカウント2つについても、どのようなやり方が一番効果的なのかというのをこれから考えていくような形で進めるというような形で認識しておりますので、よろしく願いいたします。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ゆうあいステーションの指定管理のプールの話も食堂の話もそうなんですけども、そちらのほうはどのような利益の取り方をするのか、利益じゃなくて売上げの取り方をしていくのかというのは考えていきたいと思います。当初この福祉総合ステーション、ゆうあいステーションというのは、福祉の総合的な拠点として、もって社会福祉の増進を図ることを目的として設置された施設でありまして、まさに福祉施設なんです。その中で、必要であるからプールであるとか、お風呂であるとか、食堂というものを運営している。ですので、本来福祉施設ですので、いきいきセンターはお風呂も無料にしていますし、本来福祉施設というのはある種、そんなに利益を生むべきものではなくて、住民に対するサービスそのものだったんです。ただ、特殊やったのは、あの当時、當麻町というのは1万5,000人弱でしたけども、その人口にとって非常に大きい施設を造った。ですので、當麻町民だけでは使いきれない、その段階で、町外からも利用をしていただくことで、その施設を維持していこう、ある種考えれば、もう少し幅を町という枠を超えた中で利用していただくというような考え方があったのかなと思います。ですので、料金的には非常に低料金でやらさせていただいていくというのは、まさにその原点の考え方、それと、ノーマライゼーションの施設である、高齢者の方も健常者の方も、体の不自由な方も、全てを対象とした施設であるというのが、非常に変わった、今の時代としてはあるべき姿なのかなと思うんですけど、その当時としては、画期的な考えた方の施設だったのかなと思います。この改善計画を提出するに当たりまして、組織の変更といいますか、その検討もさせていただきました。その中で、社会福祉協議会とこちらの行政サイドとの人事交流をすると。複数人数での人事交流をしながら、その状況把握をし、経営状況を改善していくという考え方を持っております。人事のことですので、4月1日以降になりますので、その内容は詳細にはお伝えできませんが、複数人数を交流をさせることによって、活性化といいますか、改善を図っていきたいという考え方を持っております。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そういうことであれば、よろしく願いしますとしか言えないんですけども、ちょっと今そういうふうな、いろんな皆さんのアイデアとかももう取り入れていって、悪くしようなんか誰も思っていないですよ。よくしようと思って発言していると、前向きに捉えていただいたほうが、前向いていくのかなと思うんです。今、水泳とか、食堂のことを言っているんですけど、食堂の企画案とかでも、ちゃんことかでも、今日かな、給食でちゃんこ出てんの、小学校、というの、いいことやのに、発信力、だから僕の子どもでも、僕が言うたから知っているだけで、誰も知らないんですよ。やっぱりそういうの発信力やと思うんです。ほんで今、理事者の方、2つのほうがええとか言うけど、やっぱり1個のことを掘り下げて広げやんと、ぐたぐたしたら、もうみんな見てくれなくなるので、やっぱりこういう企画案と福祉のことは別やと思うので、ちょっとそういうのは柔軟な考えでやっていただきたい。市長今おっしゃったみたいに、管理については、そういうふうなやっていただくのであれば、

ちょっと期待して待ちたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 山岡課長がお話しになって、思いはすごく伝わってきたので、それはちょっとしっかり受け止めたいとは思っているんですけども、会長の経営面でのお話の中で、ちょっと私は、すごく私も非営利の一般社団法人をやっていたので、ちょっと内容的には似ているかなと思うんですけど、利益を出したらあかんみたいなことが何回も出てきているんですけど、私が思っているのは、利益追求になってはいけないと思うんですけど、利益を生むことはそんなに悪くないのかなと思うんですよ。というのは、やっぱり持続していただかないといけない機関ですので、そこはしっかりと利益を生むような仕組みづくりをやっていっていただきたいなというふうに思っています。私が一番心配していたのは、今こうやって計画立てて、多分皆さん、職員の方たちに浸透していると思うんですけど、やっぱり人って元に戻っちゃうというところがあるので、そこをしっかりと何回も何回もこういう計画立てたんですよということをリマインドすることも必要かなと思ってしまして、今市長がおっしゃってくださった人事交流というのはすごくいいアイデアだと思うので、しっかり市の職員も関わりながら、こういう、この計画に沿った行動がちゃんとできているかということも、監視という言葉はちょっと使いたくないですけども、ちゃんとチェックしていただける方向でやっていただきたいなと思っています。これはもう要望だけです。お願いします。

藤井本委員長 ほかに。

ちょっと確認したいんですけど、今回の附帯決議の中に、経営改善計画及び組織改革案をこの令和6年の3月、一般会計予算までに議会に示してくださいということが附帯になっています。業務改善、いわゆる経営改善計画を書面でいただいて、2本柱のうちの1つの、もう一つが組織改革案ということで、今市長のほうから、複数名の人事交流という、もう単語だけで終わっているんです。単語だけと言うてええんかね。もう少し、人事ですから言えない部分もあるだろうと思うけど、そこまで言った中で、やっぱり組織改革案を示すということですので、お示しください、もう少し。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いします。

ただいまの委員長のご質問でもうちょっと具体的におっしゃってくださいということだと思うんですけども、先ほど、会長である市長のほうから申された人事交流なんですけれども、まず、位置的といいますか、社会福祉協議会のポジションといたしましては、局長に1人据えまして、その下に事業する課長2人、表で見たら書いてあると思うんですけども、その上に次長クラス、置かせていただきまして、そういう体制でちょっとやっていけたらなというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらなと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 局長と、今の課長と局長の間の次長という新しいポストをつくって人事交流、いわゆ

る市職員がそちらに行くという組織改革案を今お示しいただいたということによろしいか。
ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 熱心にご質問をいただきました。採決する議案でもございませんので、ないようでございますので、福祉総合ステーションの指定管理者の指定に対する附帯決議に関する事項については以上といたします。先ほど委員からも出ていましたけども、議会から附帯決議として、こうやってつくっていただいた、議会に提出をされましたということにつきましては、ご苦労さまでした。本当に感謝申し上げたいと思います。

次に、2番、福祉関係計画に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、第3期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」、また、第2期食育推進計画、第2期自殺対策推進計画、第7期葛城市障がい福祉計画、第3期葛城市障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画が策定されましたので、その概要について説明をお願いいたします。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。調査案件2つ目、福祉関係計画に関する事項についてでございます。

この福祉関係の計画といいますのは3つございます。今回ご報告いたしますのは、令和5年度中に策定いたしました、この3つの計画、1つ目が、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、それと2つ目が、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、そして3つ目が、これ10年間の計画になるんですが、健康増進計画「きらり葛城21」及び食育推進計画、自殺対策推進計画でございます。3つございます。計画策定に当たりましては、議会代表の議員様にもご協力いただいております、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。本報告では、概要の報告をさせていただきます。各計画、相当の内容がございます。個別具体的な内容につきましては、各担当課へ照会していただきますようお願い申し上げます。

それでは、順番に報告させていただきます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、社会福祉課のほうは、第7期葛城市障がい福祉計画、第3期葛城市障がい児福祉計画についてご説明させていただきます。資料のほうは本計画のほうの中で説明させていただきますと思います。今回の計画はちょっとごく簡単な概略の説明になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。この計画は、障害者総合支援法に定められております市町村障害福祉計画、及び児童福祉法に定められております市町村障害児福祉計画として、本市における障害福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の方針やサービスの見込み量を設定し、支援体制の計画的な整備の方向性を示す計画となりまして、原則3年前で見直しを行うものとなっております。

それでは、ページを開いていただいて、目次のほうをご覧くださいと思います。本計

画は4つの章で構成されておりまして、第1章の総論では、計画策定の趣旨、本市の障害福祉に関する各種データを掲載しております。

次に、第2章では、障がい福祉計画、第3章では、障がい児福祉計画として、今後3年間の目標や各サービスの計画等を掲載しておるところでございます。そして、第4章は資料編ということで、本計画に関連する資料を掲載しております。

それでは、ページめくっていただきまして、1ページ、第1章、総論からのご説明となります。第1節、計画の策定に当たってというところで、こちらにつきましては、計画策定の趣旨、また、次のページの計画の期間、そして計画の策定体制、計画の推進体制となっております。また、もう飛ばすんですけども、5ページ目からは、第2節、社会福祉を取り巻く現状として、各種障害者手帳の所有者数等の葛城市の障がいに関するデータを掲載しておる内容となっております。ちょっとまたページ飛ばんですけども、続いて12ページとなります。こちらは、障害福祉サービスの利用状況といたしまして、各障害福祉サービスの令和3年度から令和5年度の計画値及び実績値を示したものとなっております。ここからまたページ飛びまして、次、18ページです。こちらにつきましては、本計画策定の基礎資料とするために実施いたしました市内事業所のアンケート調査と、市民アンケート調査の実施概要及び調査結果について掲載しております。アンケートの内容について記載しておるところでございます。また、かなり飛ばんですけども、55ページとなります。ここからは、このアンケートをさせていただいたアンケート調査結果から見た課題というところで、課題を把握した上で、本計画の策定のほう、進めていったところでございます。課題に続きまして、59ページになります。こちら、第3節として、計画の基本的な考え方というところで、本市の基本理念で、本計画の基本理念であります地域の輪がひとつになってというのを掲げております。

続きまして、60、61ページにつきましては、この第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の策定に当たって、国から示された基本方針というところを示させていただいておるところでございます。この基本指針に基づいて計画のほうを策定するものとなっております。

続きまして、62ページからが第2章として、障がい福祉計画となります。こちら第1節、基本方針に定める成果目標ということで、ただいま表でページを示させていただきました国の基本指針により定められております成果目標と、それぞれについての本市の令和8年度末までの目標を示しておるところでございます。それぞれ内容については、ちょっと省略のほうさせていただきます。

続きまして、67ページ、障害福祉サービス、またページ飛ばんですけども、74ページ、こちらが、障害福祉の中の地域生活支援事業という内容のもの、そしてまたページ飛びまして、85ページからのその他の指標というところで、この辺りが、本計画の計画期間であります令和6年度から令和8年度の計画値を見込んだ、その見込み量とその確保に向けた方策のほうを掲載しております。中身のほうはちょっと多様にわたりますので、省略のほうをさせていただきます。

続きまして、89ページとなります。こちらは第3章ということで、障がい児福祉計画とな

ります。この構成につきましては、先ほどの障がい福祉計画と同様となっております、1番に基本指針に定める成果目標については、国の指針により定められている成果目標と、それぞれについて本市の令和8年度までの目標を示しておるところでございます。次のページ、91ページからは、この障がい児福祉サービスの令和6年度から令和8年度までの計画値を見込みまして、見込み量確保に向けた方策を掲載しておるところでございます。

続いて最後になりますけども、93ページ、資料編というところで、こちらは、計画に関連する各種資料を掲載しております。資料の内容といたしましては、本計画の策定に携わっていただきました葛城市障がい者計画等策定委員会の委員の名簿等、あと、計画の策定の経過、そしてページをめくっていただきまして、この連携を図っております中和地区、3市1町、障がい者自立支援協議会、そして98ページは障がいのある人に関係のあるマークを並べております。また、100ページには、葛城市内の障害福祉のサービス事業所、相談支援事業所の一覧を記載し、最後には、この計画の内容の用語解説というところで示させていただいているところでございます。

概要については、ちょっと飛ばし飛ばしで以上となりまして、この計画の策定に当たりましては、全4回の策定委員会を開催いたしまして、策定委員の皆様から、本当に様々な意見をいただいているところでございます。また、パブリックコメントのほう、1月から実施させていただきまして、1名の方からご意見をいただいているところでございます。こちら、計画書につきましては、概要版については、両庁舎、また、市内の各施設へ設置しまして、ホームページにも掲載するとともに、事業所の方にもお送りしまして、皆さんに知っていただいて、計画の推進のほう、図ってまいりたいと思います。

以上、ちょっと駆け足になりまして、概略の説明だけになりましたが、以上となります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 今のような概略説明で結構でございます。説明については、もう続いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。私からは、葛城市高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定の流れと概要版を用いてのご説明をさせていただきます。概要版、このピンクの小冊子になります。よろしくお願いいたします。

まず、第9期計画策定に先立ち、令和4年11月から2種類のアンケート調査を行いました。令和5年度には、介護保険事業計画策定委員会におきまして、事業計画の素案を作成し、12月下旬からパブリックコメントを実施し、最終案をまとめさせていただきました。先月27日には第4回策定委員会での承認をいただきました。

それでは、概要版にてご説明いたします。1ページ目をご覧ください。計画の基本的な考え方についてです。1番、計画策定の趣旨と背景ですが、計画の策定の背景には、葛城市は、奈良県、全国の平均と比較して、穏やかではありますが、高齢化率が上昇している状況があり、本計画では、これまでの取組や課題抽出を行い、中長期的な視点を持って、誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを推進する

ために策定するものです。3番の計画期間につきましては、令和6年度から令和8年度の3年間です。2ページに移りまして、6、第9期計画期間における課題と方向性では、課題を5つにまとめております。ページをめくってください。3ページ目の計画の基本理念、基本目標、1番、計画の基本理念としましては、第8期計画で掲げた基本理念を継承いたします。2番、計画の基本目標については、2ページの5つの課題を受けて、基本目標を4つ設定しており、4ページから6ページまでは、基本目標に応じた施策の展開を記載しております。ページをめくってください。7ページをお開きください。ここからは、介護保険事業計画と保険料についてです。1番の将来推計の将来人口推計では、高齢化率は、令和6年から令和17年にかけて穏やかに低下する傾向が続き、令和22年には令和6年より上昇すると予測されております。下のグラフ、介護度別要介護・要支援認定者数の推移と推計につきましては、令和17年までは増加傾向が続くことが予想されています。8ページをご覧ください。7ページの結果から、在宅、施設、地域密着の各サービスにわたって、ほぼ全てのサービスにおいて利用の増加が見込まれる状況です。

次に、2番の介護予防給付費の実績と見込みをご覧ください。こちらは要支援1及び2の方が対象となります。第8期は、新型コロナウイルスの影響で実績は伸びませんでした、第9期計画におきましては、右肩上がりに伸びていく見込みとなっております。ページをめくってください。9ページは、要介護1から5の方が対象です。第8期は、新型コロナウイルスの影響で、在宅サービスは計画よりも実績が伸びず、一方、施設サービスについては、比較的計画に近い利用となっております。第9期では、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、ほぼ全てのサービスで利用の増加を見込んでおります。どのサービスも、コロナ禍以前の平成30年度から6年間の実績と推移を基に自然増を算出して推計しております。次の10ページです。4番、標準給付費と地域支援事業の見込みです。8ページと9ページの介護予防給付費と介護給付費の合計が10ページの表の見出し行より2段下の総給付費（介護給付・介護予防給付）です。これに、高額サービス費などの費用を加えたものが、1段目の1、標準給付費となります。2の地域支援事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費に、包括的支援事業任意事業費を加えたものとなっております。そして、第9期中に必要となる介護サービス費などや地域支援事業費は、表の最終行にございますように、104億8,932万円となります。

次に、5の第1号被保険者の保険料基準額の算出につきましては、算出式に基づいております。第9期中に必要となるサービスの総費用は104億8,932万円です。介護保険制度の財源は、公費と介護保険料で賄われております。第9期計画では、第1号被保険者が負担する率は、第8期と同様23%となっております。それらを踏まえ、準備基金取崩予定額を第9期計画期間中の3年間で3億3,000万円として介護保険料を算出しますと、第9期計画における介護保険料の月額基準額は5,920円となります。第8期の保険料6,200円からは280円の減額です。ページをめくってください。11ページです。6、所得段階別介護保険料の表でお示しているように、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画中の介護保険料は、本人の所得状況に応じて決まります。保険料負担額については、現行の10段階から、国

の介護保険法施行令の改正に伴い、13段階となり、先ほど、介護保険条例の一部改正を採決していただいたものです。

以上で、概要版にての説明を終わらせていただきます。冊子が完成しましたら、委員の皆様へに配付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございました。

次、よろしくお願いいたします。

吉川主任保健師。

吉川健康増進課主任保健師 健康増進課、吉川です。よろしくお願いします。私からは、第3期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」、第2期食育推進計画、第2期自殺対策推進計画について説明させていただきます。

まず最初に、こちらの概要版で説明させていただきます。

まず、協議会にご参加いただきました杉本委員様にこの場を借りてお礼を申し上げます。計画の策定についてです。健康増進計画協議会では、アンケート調査の内容、計画素案にご意見をいただきました。市民の皆様の意見を募集するパブリックコメントを実施し、3名の方からご意見をいただいております。本協議会の委員長である奈良県医科大学の県民健康増進支援センターの富岡先生からもご衝動をいただきました。本計画は167ページの冊子となっております。そうしましたら概要版をご覧ください。

まず、計画策定の趣旨です。健康増進を図る中で、健康づくりの取組による基本的な法制度の整備や仕組みの構築、多様な主体が一丸となった対策に加え、昨今のデータヘルス、ICTの利活用などの諸活動の成果により、健康寿命は着実な延伸を見せています。今後は更に少子化、高齢化による総人口、生産年齢人口の減少や独居世帯の増加及び女性の社会進出をはじめ、次なる新興感染症を見据えた新しい生活様式への対応の進展等、今後目まぐるしい社会変化が予想されます。本市においては、健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策推進計画を策定し、市を挙げて健康づくりの運動を進めてきました。今後は国や県の施策や運動に合わせ、近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展、市民意識の変化や多様化に対応した施策や事業の充実化が求められています。今回策定する計画につきましては、それら計画を一体的に実施していくものとなっております。

計画の位置づけです。右下の表をご覧ください。本市の総合的な指針である葛城市第2次総合計画で示された政策目標に基づき、誰もが心身ともに生涯健康に過ごせるまちづくりとなるように定めております。健康増進法などの国の法律に基づくとともに、県の計画や市の関連計画とも整合、また連携を図ったものとなっております。次のページ、2ページ目をご覧ください。本計画は、令和6年から令和17年度の12年間としております。中間評価もしてまいります。4番目、市を取り巻く現状についてご覧ください。健康寿命は男女ともに、葛城市は、令和元年から令和4年で延伸しているところです。3ページ目をご覧ください。基本理念は、葛城市民が健やかで心豊かにイキイキ輝く持続可能なまちを理念としております。総合目標としまして、市民の健康寿命の延伸を目標としております。基本方針は5つ

あります。1つ目が、生涯を通じた健康づくりによる健康寿命の延伸、2つ目が、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、3つ目がライフコースアプローチを踏まえた健康づくり、4つ目が行動変容ステージモデルに応じた健康づくり、5つ目が実効性のある計画となっております。4ページ以降につきましては、施策全体の体系と各分野の活動計画の概要を記載させていただいております。

最後に、12ページ目をご覧ください。計画の推進体制についてです。これらの計画推進に当たっては、健康増進課単体で取り組むには限界があります。そのため、民間団体、医療、教育、保健、福祉等と連携しながら、この計画を推進していくことで、より充実した対策をまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。ただいま説明をいただきました件についての質疑は一括で行いますが、これ3つ、非常にボリュームのある計画となっていますので、今この場で特に確認しておかなければならないということについてのみ質疑をしていただくようお願いいたします。細かい内容等、聞きたいということはたくさんあるかと思いますが、それについては、改めて個別に確認を行っていただきますようにご協力願いたいと思います。

それでは、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、福祉関係計画に関する事項については以上といたします。

入替えを行います。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、調査案件3、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、内容として3点ございます。

まず1点目に、こども家庭センターの設置についてご説明願います。

こども・若者サポートセンター所長、川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 失礼いたします。こども・若者サポートセンターの川崎でございます。葛城市におけるこども家庭センターの設置についてご説明いたします。

市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とします児童福祉法等の一部を改正する法律が令和4年6月8日に成立いたしました。これを受けて、国では、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。市区町村では、令和6年4月からこども家庭センターの設置が努力義務となっております。

それでは、資料のほうをご覧ください。こども家庭センターについてでございますが、趣旨、目的といたしまして、改正児童福祉法によりまして、子育て世代包括支援センター、これ母子保健領域で、葛城市では健康増進課が担当しております、と、子ども家庭総合支援拠点、これは児童福祉領域で、こども・若者サポートセンターが担当しております、の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めることが求められて

おります。こども家庭センターの設置は、これまで、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点、それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要保護児童などを支援対象と含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携、協働に職員に負荷がかかったり、情報共有がなされにくいなどの課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健、児童福祉、両部門の連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものでございます。業務内容としましては、こども家庭センターは、これまで母子保健機能、これが子育て世代包括支援センターや、児童福祉機能、子ども家庭総合支援拠点において実施している相談支援等の取組に加えまして、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実強化を図るための地域資源の開拓などを担うことで、更なる支援の充実強化を図るものでございます。

続きまして、次の資料をご覧ください。こども家庭センターの要件としましては、こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設でございます。そのための要件としまして、1、母子保健機能、子育て世代包括支援センター及び児童福祉機能であります子ども家庭総合支援拠点の双方の機能の一体的な運営を行うこと。2としまして、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長をこども家庭センター1か所に当たり1名配置すること。3としまして、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員をこども家庭センター1か所当たり1名配置すること。

続きまして、4としまして、改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。これについては、後ほどご説明いたします。5といたしまして、当該施設の名称はこども家庭センター、またはこれに類する自治体独自の統一的な名称を使用することということが、こども家庭センターの要件となっております。

続きまして、次の資料をご覧ください。こちらにつきましては、こども家庭センターの法的根拠となっております。先ほどの要件の中に、児童福祉法第10条の2第2項が上がっておりますが、そちらにつきましては、児童福祉領域のこども家庭センターの内容が挙げられております。その内容につきましては、その手前の第10条で書かれております。これにつきましては、現在子ども家庭総合支援拠点を中心に取り組んでおる内容でございます。下の母子保健法につきましては、第22条、先ほども要件として挙げられていたところですが、こちらにつきましては、子育て世代包括支援センターで取り組まれている内容になっております。これを一体運用することで、こども家庭センターの設置を求められております。

続きまして、次の資料をご覧ください。こども家庭センターの類型としまして、国からは幾つかの形が示されております。これらは全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的な相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、1か所に集約するか、分散して配置す

るかは地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等の地域の実情を踏まえて、適切に判断していくことになります。なお、補助金につきましては、類型ごと、その設置の類型によって変わるのではなくて、基準を満たしている、実際にその事業を展開しているかどうかというところで判断されるということになっております。

続きまして、次の資料をご覧ください。こちらが、葛城市で考えております法律上のこども家庭センター、こども・若者家庭センターの図になっております。葛城市では、こども・若者サポートセンターで、福祉と教育の協働に取り組んでおります。国は、児童虐待相談対応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえまして、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化するために、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置を努力義務としております。これは、支援が必要な子どもや保護者に必要な支援を届けるための組織でございます。ポピュレーションアプローチと呼ばれます一般施策と、ハイリスクアプローチと言われる支援の必要な市民への施策を切れ目なく一体運用するためのものでございます。葛城市では、ポピュレーションアプローチを健康増進課や教育委員会が、ハイリスクアプローチをこども・若者サポートセンターが、健康増進課、教育委員会と協働して取り組んできております。葛城市では、この枠組みを活用しまして、母子保健と児童福祉、それに教育領域も含めて、情報共有と連携を深め、必要な支援を必要な市民に届けるために、こども・若者家庭センターを設置したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま、こども家庭センターについてご説明いただきました。

何か質問ございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 新しく設置されるということなんですけど、本当、場所とかはどちらに設置されるかというのをちょっとお聞きしたいのと、それから、この最後の図で、こども・若者家庭センターの中に、また、こども・若者サポートセンターがあって、母子保健機能も、この1つの中に全て入っているということでもいいんでしょうか。場所も含めてなんですけど、市民の方にどういうふうに映るのかなというのがちょっと心配で、何か今まで2つ別々にあったのが1つの屋根の下に全部入って、なおかつその家庭センターという機能も入ってくるということであれば、市民の方から見ると、それがどういうふうに映るのかなというのは、ちょっと心配というか、どういうふうになっていくのかなというのがちょっと私想像できないんですけども、その辺りちょっと詳しく聞かせていただけたらと思います。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの柴田副委員長のご質問にお答えいたします。

まず、場所のことでございますが、先ほどご覧いただきました資料の4枚目、こども家庭センターの種類の資料の右上のところに示されておりますように、まずは、場所の統一は必

ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要ということが要件となっております。現在考えております葛城市におけるこども・若者家庭センターは、この母子保健機能は新庄健康福祉センターで、児童福祉機能を含めます教育と福祉の連携の部分は、こども・若者サポートセンターで、場所はそのままで、その機能を連携させる。実はこれまでも、こども・若者サポートセンターと健康増進課とは、極めて連携を深めてきていたと考えております。具体的には、健康増進課で実施しております乳幼児健診にこども・若者サポートセンターの臨床心理士が出向いて、そこで相談を受けることで、乳幼児健診が終わっても、こども・若者サポートセンターの相談につながるように取組をしてきましたが、現状としましては、こども・若者サポートセンターと健康増進課、それぞれ別の組織だったんですけども、機能としてその上にこども・若者家庭センターを設置しまして、そこにセンター長と統括支援員を指名しておくことによって、その連携に責任を持ってもらう。こども家庭庁の説明を聞きましても、このこども家庭センターの設置というのは、ポピュレーションアプローチ、一般的な支援が必要な方から、ハイリスクアプローチ、特に支援の必要な方に取りこぼすことなく、必要な支援を届けるためのものだという説明を受けております。そのために、その2つの連携に責任者、センター長と統括支援員を置くというものになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 はい。

柴田副委員長。

柴田副委員長 じゃあ、外から見ると、何も変わっていないという感じでよろしいですか。センターがあって、そこにあるわけではなくって、もうその連携の内部のことという形でいいんでしょうか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの柴田副委員長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。中の連携をしっかりと深めて、支援の必要な市民に必要な支援を届けるための組織として、こども・若者家庭センターを設置したいということでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 やっぱりこれ、多分すごく更に機能するんだろうなというのは想像できるんですけど、やっぱり周知が必要かなと。本当に徹底した周知が必要で、これを有効に使っていただきたい、もう市民の方に。特に必要とされる方には必ず知っていただきたい組織だと思いますので、その辺りのところをしっかりとっていただきたいと思います。

藤井本委員長 ほかに。

ちょっと確認したいんですけど、こども家庭センターというのは、いわゆる市役所の組織でいう1つの課と言うていいんか、センター長がいて、小さな自治体は、センター長と統括支援を兼務することができるかというふうなことも文言に書いてありましたが、これ1つの部署というふう考えていいものなのか、それとも、連携をするために兼ねるとい

うんですか。こども・若者サポートセンターと健康福祉センターとが兼ねる、兼務するというものになるのかですね。これは人事のことになるので、お答えできるところら辺まで、いわゆる1つの部署と考えていいのかというところら辺を聞きたいわけですけども。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員長のご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、今回のこのこども・若者家庭センターの設置につきましては、市役所の組織図に表れる部署としては存在しません。おっしゃったように、後者のほうの連携を深めるための組織として、こども・若者サポートセンターを設置するということになっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 連携を深めるためにセンター長という役職、もう少し我々レベルに説明できるように、センター長というとやっぱり部署があって、長がいて、いや、そやけど、部署じゃないねという。もう少し分かりやすくご説明いただけないでしょうか。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ただいまの藤井本委員長のご質問にお答えいたします。

基本的にセンター長、統括支援員につきましては、これは、母子保健機能と児童福祉機能の連携、きちっと連携できているかどうかというところを責任を持つ役職としてセンター長、統括支援員というものが置かれることになります。具体的には、サポートプランということが先ほども出てきていたんですけども、乳幼児健診の段階から支援の必要な方に関しては、これはサポートプランは一方的につくるのではなくて、その対象者と一緒に、支援に当たる者が相談をしながらつくることになっております。そのつくったサポートプランは、母子保健段階が終わった後もずっと引き継いで、今度は児童福祉領域で引き継いで、そのサポートプランに従って、それは当然その支援対象者と相談しながら継続していくことになるんですけども、その継続連携の漏れ落ちがないように、それをしっかりと責任を持つ、今までは連携連携と言ってしましても、誰の責任なんだというところになってきましたら、それはなかなか、どちらかということになってきたんですけども、その連携に関しての責任を持つ責任者として、センター長、統括支援員というものが置かれるということになっております。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに質問ないですか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと気になって。これはちょっと予算のときでもいいと思うんですけど、予算でも上がっているんです。ちょっとどっかで見たなと思って見たんですけど、統括支援員、これ結構、重要なポジションの方が現在いてないという。さらに探しに行くって話なん。これちょっと予算のほうがあえんか分かんないんですけど、ちょっと予算のとき聞いてほしいんですよね。予算で上がってきて、それって今いてないの、これいつからどうすんという体制みたいなのをちょっと教えていただけたらいいんですけど、これはちょっと金額出ているので、予算で誰が聞いてもらって、委員長にお任せしておいてもいいんですけど。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 川崎所長、説明していただいたので、大体理解ができたんですけども、どこに誰が所属するのかというところがちょっと整理ができていないんです。これ、こども未来創造部と保健福祉部と両方にまたがってしまうので、センター長は、こども未来創造部の中でいらっしゃるって、健康増進課のほうは、また課長がいらっしゃるという中で、統括支援員はどちらに所属されて、センター長の下やから、多分こども未来創造部の中の組織に入られるとは思いますが、その辺りのちょっと整理だけもう一度教えていただけますか。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 ありがとうございます。ただいまの杉本委員と梨本委員のご質問にお答えいたします。

まず、統括支援員についてのお尋ねを杉本委員にさせていただいたと考えております。おっしゃるように、統括支援員は、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方についてマネジメントができる責任者として、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目のない支援を行うため、予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解している、支援に活用できる社会資源を熟知している、支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の評価ができるなどの厳しい条件が課されているんですけども、こちらについては、それができる人材をきちっと確保しなければいけないというふうに考えておまして、予算要求のほうにも上げさせていただいているような次第でございます。現状ではお答えできるのはそこまでかと思うんですけども。

あと、梨本委員にご質問いただきました所属の件なんですけども、基本的に、母子保健機能につきましては、職員は全て健康増進課に所属していますし、おっしゃるように児童福祉機能に関しましては、これはこども・若者サポートセンターに所属しているんですけども、センター長及び統括支援員につきましては、基本的にその軸となりますこども未来創造部の所属ということで考えております。

藤井本委員長 よろしいか。

杉本委員。

杉本委員 ここからもう予算のところに飛び込んでいくと思うんですけど、今おっしゃった条件の方がおらんかったら、この話何ともならんわけじゃないですか。その辺のめどですよね。今聞いた条件ってまあまあ厳しいですよ。今、せっかくここで説明されていて、今やられていることは、いいか悪いかは別として、取りあえずちょっとそれが条件としているわけじゃないですか。ちょっとその辺は、予算のほうでめど立っているのか、どんな聞き方してええか分かんないですけども、ちょっとお願いしと……。今日はもういいですか。よろしく願います。

藤井本委員長 予算のところで、また金額的なところが出てくるやろうけども、これもう4月から。

(発言する者あり)

藤井本委員長 発足できるめどが立っているということ。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 統括支援につきましては、先ほど申しあげました役割が果

たせる人材の一応めどについては当たっております。

藤井本委員長 今現在そういうことですね。分かりました。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、次に、2点目の令和6年4月の保育所の待機児童数についての説明を求めます。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、令和6年度保育所の申込状況とその待機状況についてご報告をさせていただきます。

令和6年、今月の3月5日時点ではございますが、令和6年度保育所の申込総数でございます。申込総数は1,191名となり、現在、うち、通常待機となる見込みは10名、特定待機となるものは17名となると見込んでおります。令和5年度の保育所の申込総数は1,161名でした。通常待機は11名、特定待機は3名でしたので、令和6年4月の申込者は、対前年比で30名増えた結果となりました。

なお、令和6年4月1日時点での通常待機児童は10名ですが、5月に當麻せいか子ども園が開園いたしますと、受入枠が広がりますので、通常待機児童数は、これよりも減るというような状況でございます。現在の受付状況と待機児童は以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明をいただいた件につきまして、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。次に、進みます。

次に、3点目の磐城認定こども園調理室建築の進捗状況について説明を求めます。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

引き続きまして、磐城認定こども園の給食調理室等の整備工事の進捗状況についてお伝えさせていただきます。今年度、皆様にご心配をいただいております磐城認定こども園給食調理室等の整備工事の進捗状況についてご報告申し上げます。令和5年4月17日に磐城認定こども園給食調理室等整備工事に係る予算を議決いただきました。また、6月29日には、工事請負計画の締結について議決をいただき、建築工事については予定どおり完成し、3月5日には竣工検査を終え、先週3月8日に引渡しを終えております。また、運営につきましては、9月の議会におきまして、給食調理室等を新年度当初から調理委託できるよう、事前にプロポーザルを実施し、事業選定が行えるよう債務負担をお認めいただきましたので、既に委託先が決定しております。今後、什器などの納品と並行しながら、委託先においては来週からになりますが、保健所の検査などを経て、順次機器の試運転や試し炊き等を行うこととしておりますので、本日のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいまご説明いただいた件につきまして、ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないですね。

予定していたのは以上なんですけれども、委員会として、私のほうから市長に1件求めたいことがございます。今日の委員会の中で、保育料の無償化の話、議決はしましたけれども、その際、過去5年間にわたって、条例の間違って、延長保育料を徴収していたと。今後においてそれを返済、返していくというお話がございました。保育料の無償化という条例でしたので、それについては可決をさせていただいたわけなんですけれども、委員会として、過去に遡ってこの5年間、それについて気づかず、徴収をしていたと。このことについて、部長は大変申し訳ないこととということで、一番冒頭にありましたけれども、これ委員会として、ずっと流していくわけにいかないんですよ。

まず、条例が何でそういうふうになったかというところと、気づかなかったという部分とか、市長の物すごい深い考え方、いろんなことを厳しくきちんとされている中でこういうことが起きたわけで、ここをちょっとお話を求めたいと思います。

東副市長。

東 副市長 柴田副委員長のほうからそのようなこととということで、私が市長に代わり、おわびもさせていただいたつもりなんですけれども、それでは駄目ですか。

藤井本委員長 やっぱり大きな問題なんでね、市長のほうからお答えを、お話というのをいただきたい。誤って条例をね。副市長のお話の中で駄目とかいうんじゃないくて、条例をちょっと言葉はどういう言葉を使われたか分からないけども、条例の解釈を違っていたというような言葉やったと思いますね。これを確認したら、条例の違反と言うてええんか、条例と違うことをやっていたということで、お金を返さなアカンということです。もう少し大きな問題やと思うんですよ。解釈を間違っていたというレベルじゃなくて、委員会として、ここんところ、もうちゃんと訂正をされるねんから、もう少し、なぜじゃあそうなったのかとか、こんな条例つくるときに法令審査会とか出すわけでしょう。こういったところから市長の考え、市長の言葉をいただきたいんですよ。

阿古市長。

阿古市長 今回の問題は、まさに条例を変えるべきところを変えていなかったというのが大きな問題でございまして、条例改正といいますか条例を変更するに当たっては、担当課のほうからまず、その条文をつくります。それで法令審査会のほうに上げまして、それで検討していただいて、最終的にゴーが出るという形になっております。それで今回の場合は直接の部分が実は、保育料の無償化の部分でございましたので、そちらのほうに気を取られ過ぎて、それで細部にわたるところの延長保育の部分で、当然もらえるものだと思っていた部分の改正ができていなかったというのが、具体的な事象でございます。行政のほうは、条例、法律にのっとって行うものですから、その改正が手違いがあったということです。それに沿った形での返金を、まずするべきではないかということで、今回、議会のほうにご相談を申し上げたという経緯でございます。このようなことが今回、内部で第2子以降の完全無償化をやるという段階になって、再度確認したところ、内部的にその部分が実は抜けていたということが明

らかになりましたので、内部的にもどのような処置をするべきかということで、実は検討をしました。本来は、延長保育については、もらうべきというところは、保護者の皆様方はご理解いただいていたものですから、そのままでいいのではないかという考え方もあったのかも分からないんですけども、やはり行政サイドとしては、条例に沿った形での処理をするべきだという判断に至って、過去に遡っての返金を決断したというところでございます。今後、このような条例改正を行う際には、徹底しての確認を指導してまいりたいと思います。今回の件につきましては、ご迷惑かけたことをおわび申し上げます。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま市長のほうから言葉がございました。委員の皆さん、次進めたいと思いますが、よろしいですか。何かご意見等あれば。

(「予算特別委員会で」の声あり)

藤井本委員長 予算特別委員会にしますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 市長の言葉、今いただきましたので、この委員会としては、これを受け止めておきたいというふうに考えたいと思います。

次に、調査案件4番目、二十歳の集いに関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、昨年3月の定例会で、二十歳の集いについての一般質問があった件に関連しての報告であります。一般質問の中で、二十歳の集いを欠席された方に対して、欠席理由のアンケートを行うという話が理事者側からございました。その結果が出ましたので、理事者から報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長 生涯学習課、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたとおり、令和4年3月の一般質問におきまして、二十歳の集いの欠席者に対してアンケートをお取りさせていただきますというふうに答弁をさせていただきました。それにつきまして、集計結果をご報告いたします。令和5年1月に開催いたしました二十歳の集いの対象者439人中、欠席者は114人でございました。この114の方にアンケート調査を実施し、39人からご回答いただいております。回答率は34.2%でした。お手元にお配りいたしました資料にございます円グラフは、39名の回答の分布でございます。複数回答可としております。下の表は、その他と答えられた方の理由として挙げられたものをまとめたものでございます。

以上、アンケート結果のご報告でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 二十歳の集いについて、欠席者に対するアンケートを取っていただいたという報告でございます。何かご意見、ご質問ございますか。

坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。私が一般質問をさせてもらって、その一般質問した理由といたしますのは、二十歳の集いに出席される方の男女比をこの何年間か調べると、女性の比率が何年間も低かったという結果が出ていました。その女性の出席率の低さの理由が、女性は二十歳

の集いは晴れ着を着て来られる方が、全員晴れ着を着て来られていましたけれども、欠席される理由として、晴れ着を着るのが費用がかかると。5万円から15万円ほど、着物レンタルするのに費用がかかると。そういう費用負担を親御さんに言うが、言いづらい人もいるのではないかと。そういう理由もあろうかと思って、欠席理由を何でしょうかというような一般質問をさせてもらった結果、当時の西川教育部長が、欠席者にアンケートを取りますと、そういうふうに答弁されて、1年ちょっとたった今、このアンケート結果をいただいたわけですが、その一般質問をした目的といいますのは、女性の出席率も上げたいという、女性も男性並みに出席率を上げたいという気持ちがあったのがあります。女性も、先ほども言いましたように、晴れ着を親御さんをお願いするのも言いにくい方もおられるのではないかなというようにもあって、アンケートを取ってもらったんですけれども、この式典に出席したくなかったためというように方が5人おられますけれども、そのほか、その下に、衣服等の準備が間に合わなかったためというように方が2名おられますけれども、目的は、女性の出席率、もっと平服でもいいから来てくださいよと、気軽に来てくださいよというようなことを市側から参加者に伝えてもらって、女性の出席者を上げてもらいたいと、そういう思いで、一般質問をさせていただきました。こういう結果が出ましたけれども、引き続き、女性の出席率が上がるように、市も考えてもらいたいと思っております。よろしくお願いします。

藤井本委員長 アンケートの報告ということでございますので、答えは結構です。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 これ欠席者だけですか、アンケートというのは。というのも、僕、ずっと二十歳の集い、成人式とかというのも、女性目線から見ても、朝からやる必要ないんじゃないのと僕ずっと言っていたわけで、コロナが始まって、朝と二部制に分かれたでしょ。できるっちゃできるわけじゃないですか。ほかの地区でもやっておられるところもあるわけで、そういった声、僕聞いてくださいねってつついているけど、それに関してはもう進んでいないですよ。ちょっとこれ、内容外れちゃっていますけども。朝から着付けで朝4時とか5時から皆、女性の方々行っているわけじゃないですか。そこから式典に出て、式典の内容は寝ていたから覚えていないという声も多々聞いていてね。ほんで、コロナで昼からの部になった方々はやっぱりゆっくりやから楽やという声もあるから、思い切って昼からやったらいいんじゃない、昼からと言いか悪いですけども、ちょっと遅くやってもいいんじゃないのというアンケートを取ってくれというのは、それは取ってもらっていないですよ、ほんだら。これだけですよ。欠席者のアンケートだけしかないんですよ。

藤井本委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長 欠席者のアンケートを取るという目的でアンケートを取ったので、申し訳ありません。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 これ合計すると42名だと思うんですけども、これで全員ですか。欠席者のうちどれだけの割合でこれが取れたのかということを教えてください。

藤井本委員長 葛本理事。

葛本教育部理事兼生涯学習課長 欠席者の方のうちの39人、複数回答ですので42件あります。39人で34.2%でした。

藤井本委員長 ほかに。いいですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ほかにないようですので、4番、二十歳の集いに関する事項については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。朝9時半から熱心に議論をいただきましたことに感謝申し上げます。ご苦労さまでございました。終わります。

閉 会 午後6時36分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩

厚生文教常任委員会副委員長 柴田 三乃